

品川区

品川区中高層建築物等の建設 に関する開発環境指導要綱

品川区ワンルーム形式等 集合建築物に関する指導要綱

適用事業別該当条項

	要 綱	実 施 基 準	適用事業(1) ・5区画以上 に分割する建 設事業等	適用事業(2) ・住戸の数が 20以上の集合 住宅の建設事 業	適用事業(3) ・延べ面積が 2,000m ² 以 上の建設事業	適用事業(4) ・敷地面積が 1,000m ² 以 上の建設事業	適用事業(5) ・飲食店、店 舗、病院等で 店舗面積等が 300m ² 以 上の建設事業
共用スペース	8条 3P	2. 10P		○	○		
緑化の促進	9条 3P	—		○ (注) 1	○ (注) 1	○ (注) 1	
憩いの場	10条 3P	3. 11P		○ (注) 2			
細街区整備 (2項道路)	11条 3P	4. 11P	○	○	○		○
福祉の まちづくり	12条 4P	—		○	○		○
集会室	13条 4P	5. 11P		○ (注) 3			
自動車駐車場	14条 4P	6. 12P		○	○ (注) 4		
自転車等 駐車場	15条 4P	7. 12P		○	○ (注) 4		○
廃棄物等の 保管場所	16条 4P	—		○	○		
敷地面積	17条 4P	8. 13P	○				
防火水槽	22条 5P	9. 13P		○	○		
消火器等	23条 5P	10. 13P		○	○		
雨水対策	24条 5P	11. 14P		○	○		○
落下物対策	25条 5P	12. 14P		○	○		○

(注) 1 敷地面積が300m²以上に適用する。

(注) 2 商業、近隣商業地域外で敷地面積が1,000m²以上かつファミリータイプ（住戸面積55m²以上）の住戸の数が20以上に適用する。

(注) 3 ファミリータイプ（住戸面積55m²以上）の住戸の数が75以上に適用する。

(注) 4 集合住宅、寮、寄宿舎等に適用する。

品川区中高層建築物等の建設に関する開発環境指導要綱

制定	昭和63年1月29日区長決定要綱第3号
改正	平成3年2月15日区長決定要綱第6号
改正	平成4年12月24日区長決定要綱第1号
改正	平成6年6月15日区長決定要綱第50号
改正	平成12年1月31日区長決定要綱第3号
改正	平成14年2月27日区長決定要綱第11号
改正	平成16年7月28日区長決定要綱第116号
改正	平成18年5月25日区長決定要綱第110号
改正	平成24年4月1日区長決定要綱第115号

第1章 総 則

(目的)

第1条 この要綱は、品川区における良好な都市空間と住環境の形成を図るため、一定規模以上の建築物を建設する事業主に対し、必要な指導内容を定め協力を求ることにより、住みよい街づくりに寄与することを目的とする。

(事業主の責務)

第2条 次条に掲げる事業の事業主（以下「事業主」という。）は、この要綱の目的達成のため、区の指導および要請に協力するとともに、自らの責任において事業地の現在の地域環境および当該事業が周辺地域に及ぼす影響を事前に調査し、地域の生活環境を良好なものとするよう努めるものとする。

(適用範囲)

第3条 この要綱は、次に掲げる事業について適用する。

- (1) 5区画以上に分割する建設事業または宅地開発事業
 - (2) 住戸の数が20以上の集合住宅の建設事業
 - (3) 延べ面積が2,000平方メートル以上の建設事業
 - (4) 敷地面積が1,000平方メートル以上の建設事業
 - (5) 銀行、飲食店および物品販売を営む店舗を有する建築物ならびに病院、遊技場、興行場その他これらに類する不特定多数の区民の利用に供する建築物のうち店舗面積等の合計が300平方メートルを超えるものの建設事業
- 2 既存の建築物の増築または用途の変更（以下「増築等」という。）をする場合において、当該増築等の後の建築物が前項各号に掲げる事業による建築物に該当するときは、当該増築等を前項各号に掲げる事業とみなして、この要綱を適用する。
- 3 前2項の規定にかかわらず、次に掲げる事業については、この要綱を適用しない。
 - (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）の規定に基づく都市計画事業
 - (2) 前号に準ずる事業で、区長が特に認めるもの。

(事前協議)

第4条 事業主は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）に規定する申請、通知等を行う前に、当該事業の基本計画およびこの要綱に定める事項について、あらかじめ区長に申し出て協議するものとする。

(大規模開発事業における協議)

第5条 敷地面積が概ね5,000平方メートルを超える大規模開発を行う事業主は、周辺地域の環境保全および良質な都市環境の整備について、別途区長と協議するものとする。

(協定の締結)

第6条 事業主は、前2条の規定に基づく協議の結果、合意に達した事項について、法に規定する申請、通知等を行う前に協定を締結するものとする。

2 事業主は、法に規定する申請、通知等の提出先に対して、前項の規定による協定の締結の事実を明らかにするものとする。

(実効性の確保)

第7条 区長は、事業主がこの要綱に基づく協議に応じない場合、または協議事項を遵守しない場合は、次に掲げる措置を講ずることができる。

- (1) 事実の公表
- (2) 関係機関への通知
- (3) その他区長が必要と認める措置

第2章 生活環境

(共用スペース)

第8条 第3条第2号から第4号までに該当する事業の事業主は、別に定める基準により共用スペースを施行区域内に設け、施設を整備し、将来にわたって自主管理するものとする。この場合において、共用スペースは、原則として歩道状スペースとし、地域住民の利用に供するものとする。

(緑化の促進)

第9条 事業主は、品川区みどりの条例（平成6年品川区条例第19号）の規定に基づき、接道部および敷地内の緑化を促進するものとする。

(憩いの場)

第10条 第3条第2号に該当する事業のうち、住戸面積が55平方メートル以上の住戸（以下「ファミリータイプ住戸」という。）の数が20以上で、かつ、敷地面積が1,000平方メートル以上の事業（商業地域および近隣商業地域において行われるものを除く。）の事業主は、別に定める基準により憩いの場を施行区域内に設け、施設を整備し将来にわたって自主管理するものとする。ただし、ファミリータイプ住戸の数が50未満の場合は、区と協議のうえ、憩いの場を共用スペースまたは緑地に替えることができる。

2 ファミリータイプ住戸の数が100以上の場合は、一般に公開するものとする。

(細街路の整備)

第11条 事業主は、施行区域が幅員4メートル未満の道路に接する場合にあっては、細街路拡幅整備要綱（昭和63年3月7日区長決定）の規定に基づき、当該接する部分の土地を拡幅整備するものとする。この場合における舗装構造等の基準は、別に定めるところによる。

2 事業主は、前項の規定により拡幅整備した土地の帰属および管理について、区と協議するものとする。

(福祉のまちづくり)

第12条 事業主は、品川区における建築物等の福祉に関する整備要綱（昭和53年3月27日区長決定）の規定に基づき、必要な施設整備を行うものとする。

(集会室)

第13条 第3条第2号に該当する事業のうち、ファミリータイプ住戸の数が75以上の事業の事業主は、居住者のコミュニティ形成のため、別に定める基準により集会室を設置するものとする。

(自動車駐車場)

第14条 第3条第2号から第4号までに該当する事業の事業主は、別に定める基準により、自動車駐車場を設けるものとする。

(自転車等駐車場)

第15条 第3条第2号に該当する事業の事業主は、別に定める基準により、当該建築物の居住者のための自転車等駐車場およびその使用通路等を設けるものとする。

2 第3条第5号に該当する事業の事業主は、品川区自転車等の放置防止および自転車等駐車場の整備に関する条例（平成13年品川区条例第32号）の規定に基づき、自転車駐車場を設置するものとする。

(廃棄物等の保管場所)

第16条 事業主は、品川区廃棄物の処理および再利用に関する条例（平成11年品川区条例第24号）および事業用建築物および集合住宅における再利用対象物および廃棄物等の保管場所の設置に関する指導要綱（平成12年9月20日区長決定）の規定に基づき、必要な施設整備を行うものとする。

(敷地面積)

第17条 第3条第1号に該当する事業の事業主は、別に定める基準により、一区画当たりの敷地面積を確保するものとする。

(環境との共生)

第18条 事業主は、太陽光、雨水利用等環境に配慮し、省エネルギー、省資源循環型とするよう努めるものとする。

(街並みの保全および景観の創出)

第19条 事業主は、地域の特性に応じた街並みの保全および周囲の景観等との調和を考慮し、新たな都市景観の創出に配慮するよう努めるものとする。

(義務教育施設)

第20条 中高層集合住宅の建設事業により義務教育施設が対応できない場合において

は別途協議するものとする。

(既存工場との協調)

第21条 準工業地域において第3条第1号および第2号に該当する事業を行う事業主は、周辺の既存工場の操業等に障害を及ぼすことのないよう努めるものとする。

第3章 防災対策

(防火および震災対策に必要な水槽の設置)

第22条 第3条第2号から第4号までに該当する事業のうち、建築物の延べ面積が3,000平方メートル以上の事業の事業主は、別に定める基準により防火および震災対策に必要な水槽（以下「防火水槽」という。）を施行区域内に設置し、満水状態で区に無償使用させるものとする。ただし、区長が特に設置を必要としないと認めた地域については、この限りでない。

(防火および震災対策に必要な消火器等の設置)

第23条 第3条第2号から第4号までに該当する事業のうち、建築物の延べ面積が3,000平方メートル未満の事業の事業主は、別に定める基準により防火および震災対策に必要な消火器および消火器格納箱（以下「消火器等」という。）を施行区域内に設置し、区に無償使用させるものとする。ただし、区長が特に設置を必要としないと認めた地域についてはこの限りでない。

(雨水流出抑制対策)

第24条 事業主は、品川区雨水流出抑制推進計画（平成4年11月2日区長決定）および品川区雨水流出抑制施設技術指針（平成5年1月26日区長決定）の規定に基づき、雨水の貯留または地下浸透に係る施設を整備するとともに、当該施設の機能を十分に保つため、良好な維持管理を行うものとする。

(落下物防護措置)

第25条 3階建以上の建築物を建設する事業主は、別に定める基準により、落下物による事故等を防止するため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第4章 雜 則

(事業計画または事業主の変更)

第26条 事業主は、事業計画または事業主を変更しようとするときは、速やかに区長に届けるものとする。

(事業完了の報告および検査)

第27条 事業主は、当該事業が完了したときは、区長に対して遅滞なく完了の報告をするものとする。

2 区長は、前項の報告を受けたときは、当該事業の施設について検査を行うとともに、当該事業主から防火水槽および消火器等の使用権を引き継ぐものとする。

(譲受人への周知)

第28条 事業主は、この要綱の適用を受ける当該事業の施設を第三者に譲渡するときは、この要綱に基づき締結した協定書の内容および周辺地域の環境上の問題点をあらかじめ書面で譲受人に周知するものとする。

(委 任)

第29条 この要綱の施行について必要な事項は、別に都市環境事業部長が定める。

付 則

- 1 この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。ただし、第10条の規定は昭和63年7月1日から施行する。
- 2 品川区中高層集合住宅等の建設に関する開発環境指導要綱（昭和53年3月27日区長決定）は廃止する。
- 3 前項の規定にかかわらず、この要綱の施行の際、廃止前の品川区中高層集合住宅等の建設に関する開発環境指導要綱により区長との協定が成立している建設事業、事前協議の申し出を受けている事業および建築基準法に定められた申請、通知等が行われている建設事業については、なお、従前の例による。ただし、この要綱の施行の日から1年を経過した日までに区長との協定が締結されない事業についてはこの限りでない。

付 則

- 1 この要綱は、平成3年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、この要綱の施行の際、区長との協定が成立している建設事業、事前協議書を提出している建設事業については従前の例による。

付 則

- 1 この要綱は、平成5年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、この要綱の施行の際、区長との協定が成立している建設事業、事前協議書を提出している建設事業については従前の例による。

付 則

- 1 この要綱は、平成6年7月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、この要綱の施行の際、区長との協定が成立している建設事業、事前協議書を提出している建設事業については従前の例による。

付 則

- 1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、この要綱の施行の際、区長との協定が成立している建設事業、事前協議書を提出している建設事業については従前の例による。

付 則

- 1 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、この要綱の施行の際、区長との協定が成立している建設事業、事前協議書を提出している建設事業については従前の例による。

付 則

- 1 この要綱は、平成16年9月1日から施行する。

2 この要綱の施行の日前に、区長との協定が成立している建設事業、事前協議書を提出している建設事業については、なお従前の例による。

付 則

1 この要綱は、平成18年6月1日から施行する。

2 この要綱の施行の日前に、区長との協議が成立している建設事業、事前協議書を提出している建設事業については、なお従前の例による。

付 則

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の日前に、区長との協議が成立している建設事業、事前協議書を提出している建設事業については、なお従前の例による。

品川区中高層建築物等の建設に関する開発環境指導要綱実施基準

制定	昭和63年1月29日
補正	昭和63年8月9日
改正	平成3年2月15日
改正	平成4年12月24日
改正	平成6年6月15日
改正	平成8年5月2日
改正	平成12年1月31日
改正	平成14年2月27日
改正	平成16年7月28日
改正	平成18年5月25日
改正	平成20年2月6日
改正	平成24年4月1日

この基準は、品川区中高層建築物等の建設に関する開発環境指導要綱（昭和63年1月29日区長決定要綱第3号。以下「開発指導要綱」という。）の実施に必要な事項を定める。

1. 事前協議手続等（第4条・第6条・第26条・第27条）

- (1) 第4条の規定による事前協議は、次の書式によるものとする。

- ・事前協議提出図書（1部）

- 事前協議書（第1号様式）

- 建築計画概要書（第2号様式）

- 案内図

- 土地利用計画図（参考例を参照し、色分けのこと。）

- 求積図I（共用スペース、憩いの場等）

- 防火貯水槽の平面、断面、容量計算等詳細図1/50

- 浸透・貯留施設平面図、土地利用計画による浸透・貯留量の確認できる図面（植栽、草地、裸地等）、計算書、構造図

- 求積図II（敷地、建築面積、延べ面積）

- 高齢者に配慮した住戸のリストおよび平面図（段差箇所および手すりの位置等を明記すること。）

- 各階平面図

- 立面図（2面）

- 断面図（1面）

- ・図面はA3に統一し、ファイルにA4折り左綴じとする。また、図面等にインデックスを付ける。
- ・関係課への協議依頼用図書（必要図書一覧表P27）をホッチキス止めとし、必

要な部数提出すること。

次の①～③の区域内（以下、「地区計画等区域内」という。）の建設事業にあっては、当該建設事業計画が都市計画で定められた内容に適合していることを事前協議図書に表示すること。

- ① 都市計画法第8条第1項第3号の高度利用地区の区域内であって、市街地再開発事業に準ずる事業が予定されている区域
 - ② 都市計画法第8条第1項第4号の特定街区の区域または同項第4号の2の都市再生特別地区の区域
 - ③ 都市計画法第12条の5第3項の再開発等促進区を定める地区計画の区域内で、同条第2項第3号の地区整備計画が定められた区域もしくは定められる見込みのある区域
- (2) 第6条の規定による協定書は、次の書式によるものとする。

- ・協定書提出図書（2部）

協定書（第3号様式）

建築計画概要書（第2号様式）

案内図

土地利用計画図（参考例を参照し、色分けのこと。）

求積図I（共用スペース、憩いの場等）

高齢者に配慮した住戸リストおよび平面図

防火貯水槽の平面、断面、容量計算等詳細図1/50

浸透・貯留施設平面図、土地利用計画による浸透・貯留量の確認できる図面（植栽、草地、裸地等）、計算書、構造図

- ・協定書は、袋とじとし、事業主の押印とともに、表、裏に割り印すること。

- (3) 第26条の規定による事業計画の変更のうち、軽微な変更については別記第4号様式の計画変更および第5号様式の事業主変更届によるものとする。

- (4) 第27条の規定による完了の報告は、次の書式によるものとする。

- ・事業完了報告提出図書（2部）

事業完了報告書（第6号様式）

建築計画概要書（第2号様式）

案内図

竣工図〔土地利用計画図（写真の方向を記入、色分けのこと。）、
浸透・貯留施設平面図、高齢者に配慮した住戸のリストおよび平面図（写真）〕

協定事項の履行を証明する写真（共用スペース、緑地、憩いの場等）

第三者に譲渡または分譲する場合は、協定事項の周知を証明する書面の写し（売買契約書等）

- ・関係課への完了報告図書（必要図書一覧表P27）を必要部数提出すること。

2. 共用スペース（第8条）

(1) 第8条の規定する共用スペースは、つぎに掲げる規模以上とする。

敷地面積	率	敷地面積	率
5,000m ² 以上	15%	1,000m ² 以上	10%
4,000m ² 以上	14%	800m ² 以上	8%
3,000m ² 以上	13%	600m ² 以上	6%
2,000m ² 以上	12%	600m ² 未満	5%
1,500m ² 以上	11%		

ただし、地区計画等区域内で、都市計画において複数の事業が協調して空地等の確保を行う等の特段の定めがある場合は、当該定めによるものとする。

(2) 歩道状スペースは、施行区域に面する道路に沿って整備するものとする。ただし、当該施行区域に沿って歩道が整備されている場合で、歩道の有効幅員が2m以上あるときは、歩道状スペースを接道部緑化とすることができます。また、共用スペースは、歩道状スペースのほか、緑地（接道部に限る。）、歩行者動線に合わせた貫通通路または広場状スペースを含むものとし、形態および配置の基準は次の表のとおりとする。ただし、地区計画等区域で、都市計画において特定の定めがある場合は、当該定めによるものとする。

種別	形態および配置の基準
歩道状 スペース	<ul style="list-style-type: none"> ・道路に接する敷地の全てに連続して設けること。 ・有効幅員が1.5m以上であること。ただし、交通量、通学路等を考慮したうえで、特にやむを得ないと認める場合は、この限りでない。 ・車椅子等の利用のために、原則として道路からの出入口部分は段差を設けない構造であること。（ゼロ段差） ・必要に応じて車止め等を設けること。 ・アーケード等の天井の高さは、3m以上とすること。
貫通通路	<ul style="list-style-type: none"> ・幅員3m以上とし、有効幅員が1.5m以上の歩行者通路とすること。 ・当該敷地外の道路等の相互間を有効に連絡すること。 ・ピロティ等の天井の高さは、3m以上とすること。
広場状 スペース	<ul style="list-style-type: none"> ・空地の全周長の6分の1以上が道路等または他の共用スペースに接すること。 ・必要に応じて休養施設、緑地等を設けること。 ・ピロティ等の天井の高さは、3m以上とすること。

(3) 共用スペースは、原則として透水性の材質を用いるものとする。

(4) 共用スペースを接道部緑化とする場合は、品川区みどりの条例（平成6年品川区条例第19号）に基づいて指導している接道部緑化の「緑地の配置基準」および

「植栽の標準」による。

- (5) 歩道状スペースの幅員が1.5m以上で、かつ、延長が30m以上について整備されたものについては、区が支給する標示板を歩道状スペース内の見やすい場所に設置すること。ただし、地区計画等区域内の建設事業であって、他に表示方法が定められている場合は、この限りではない。

3. 憩いの場（第10条）

- (1) 第10条に規定する憩いの場は、次に掲げる規模以上とする。

$$\text{憩いの場の面積} = 30 \text{ m}^2 + 1.2 \text{ m}^2 \times N$$

[この式において、Nは、ファミリータイプ住戸（住戸面積が55m²以上の住戸をいう。以下同じ。）の数]

- (2) 日照、採光、通風等を確保するよう努め、必要に応じて緑地、遊具、ベンチ等を適宜配置するものとする。
- (3) 一般公開する場合は、全周長の8分の1以上が、道路、公園（一体的に利用されるものに限る。）および共用スペースに接するものであること。
- (4) ピロティ等にあっては、天井の高さが3m以上で、かつ、奥行が当該高さの4倍以内の部分であること。
- (5) 建築物の屋上にあっては、周囲に安全のための措置を講じるとともに、エレベーターにより利用できること。

4. 細街路の整備（第11条）

- (1) 第11条の規定により、拡幅整備を行う部分の舗装構造等の基準については、道路課と協議すること。

5. 集会室（第13条）

- (1) 第13条に規定する集会室は、次に掲げる規模以上とする。

$$\text{集会室面積} = 60 \text{ m}^2 + [0.6 \text{ m}^2 \times (N - 75)]$$

[この式において、Nは、ファミリータイプ住戸の数]

- (2) 計画にあたっては、便所および湯沸場または流し台を設置すること。また、必要に応じて物入れを設置すること。ただし、集会室付近に共同利用が可能なこれらの設備がある場合は、この限りでない。

6. 自動車駐車場（第14条）

(1) 第14条に規定する自動車駐車場の設置基準は、集合住宅、寮、寄宿舎等に設置するものとし次の表に定める算定式で得た台数（端数切上げ）以上とする。ただし、用途地域（過半の地域）が商業地域または近隣商業地域にあっては、集合住宅等の用途に供する部分の床面積（自動車駐車場、自転車等駐車場の面積を除く）が $2,000\text{m}^2$ 以内の場合は2台以上、 $2,000\text{m}^2$ を超える場合は東京都駐車場条例（昭和33年東京都条例第77号）により設置するものとする。

住戸面積	設置台数算定式 [Nは計画戸数]
55m^2 以上	$N \times 30\%$
30m^2 以上 55m^2 未満	$N \times 10\%$
30m^2 未満	$N \times 5\%$

- (2) 自動車の保有率が低いと見込まれる施設等、区長が特にやむを得ないと認めた場合は、協議のうえ、設置台数を緩和することができる。
- (3) 自動車駐車場は、当該建築物の敷地または建築物内に設置することを原則とするが、停車スペース分を確保したうえで、区長が特にやむを得ないと認めた場合は、協議のうえ、当該敷地から概ね 300m 以内の場所に設置することができる。
- (4) 自動車駐車場の駐車スペースは、自動車1台につき幅 2.3m 以上、奥行 5m 以上とし、そのうち1台以上は、障害者のための駐車スペースとして幅 3.5m 以上、奥行 6m 以上のものとする。
- (5) (4)に規定する駐車スペースは、敷地面積 600m^2 未満に限り、歩道状スペースの幅の2分1まで見ることができる。
- (6) 歩道の切り下およびゼロ段差溝の設置を行う場合は、その幅員、構造については道路課と協議すること。

7. 自転車等駐車場（第15条）

(1) 第15条第1項に規定する自転車等駐車場は、集合住宅、寮、寄宿舎等に設置するものとし、次の表に定める算定式で得た台数の合計（端数切上げ）以上とし、そのうち概ね10%をバイクの駐車スペースとする。

住戸面積	設置台数算定式 [Nは計画戸数]
55m^2 以上	$N \times 1.2$
30m^2 以上 55m^2 未満	$N \times 1.0$
30m^2 未満	$N \times 0.5$

- (2) 自転車の駐車の用に供する部分の1台当たりの面積を 1m^2 以上とし、バイクにあっては駐車に必要な面積以上とする。ただし、効率的に駐車できる装置を用いる自転車等駐車場で区長が適當と認められるものについては、この限りでない。

- (3) 自転車等駐車場は、利用者の安全が確保され、かつ、自転車等が有効に出入りできる通路等が確保されているものとする。

8. 敷地面積（第17条）

- (1) 第17条に規定する一区画当たりの敷地面積は、次の表のとおりとする。

用 途 地 域	敷 地 面 積
第1種低層住居専用地域	60m ² 以上
第1種中高層住居専用地域	55m ² 以上
第2種中高層住居専用地域	
その他の地域	50m ² 以上

●用途地域が混在する場合は、敷地面積の過半を占める地域の値とする。

9. 防火および震災対策に必要な水槽の設置基準（第22条）

- (1) 第22条に規定する防火および震災対策に必要な水槽の基準は、次の表のとおりとする。

延べ面積 (自動車および自転車の駐車場面積を除く)	水槽の規模
3,000m ² 以上5,000m ² 未満	40t 以上
5,000m ² 以上	80t 以上

(2) (1)の規模のほか、水槽の構造、仕様等については、別に定める基準による。

(3) 第22条ただし書に規定する地域は、次のとおりとする。

ア 東品川5丁目、八潮1丁目から5丁目までおよび東八潮の地域

イ 東京都が広域避難場所に指定した地域

10. 防火および震災対策に必要な消火器等の設置基準（第23条）

- (1) 第23条に規定する消火器格納箱の基準は、次のとおりとする。

ア 消火器格納箱の仕様

	(間口)	(奥行)	(高さ)
大きさ	500mm	× 280mm	× 1,000mm (台座付き)
材 質	鉄板厚 1.6mm	メラミン焼付	
文字入	{正面 品川区 消火器 区指定番号 側面 消火器の使い方 連絡先		

●設置用地の位置は、外部から使いやすい道路に面したところとする。

イ 消火器の仕様（2本）

粉 末	3.5kg 入り
機械泡	3.0ℓ 入り
文字入	区指定番号 区のマーク

- (2) 消火器格納箱および消火器に記入する文字等は、別に定める文字例による。
なお、区指定番号については、消火器格納箱設置以前に防災課と協議すること。
- (3) 第23条ただし書に規定する地域は、次のとおりとする。
- ア 東品川5丁目、八潮1丁目から5丁目までおよび東八潮の地域
イ 東京都が広域避難場所に指定した地域

11. 雨水流出抑制対策（第24条）

- (1) 第24条に規定する品川区雨水流出抑制推進計画による民間施設の雨水対策基準は、次の表のとおりとする。

地 域	所要対策量（敷地面積）
上大崎2丁目	600m³/ha (1,000m²以上) 300m³/ha (500m²以上1,000m²未満) 200m³/ha (500m²未満)
東品川2、5丁目 勝島・八潮・東八潮	200m³/ha
上記を除く 品川区全域	500m³/ha (1,000m²以上) 300m³/ha (500m²以上1,000m²未満) 200m³/ha (500m²未満)

12. 落下物防護措置（第25条）

- (1) 第25条に規定する落下物防護措置の基準は、次のとおりとする。
- ア 建築物の道路に面する外壁に取り付けるガラスは、網入りガラスまたは合わせガラス等破損時に飛散しないものを使用すること。
- ただし、次の各号の1に該当する場合は、この限りでない。
- a 開口部の前面にベランダ、バルコニー等がある場合。
- b 開口部の前面にある下階の屋上部分の奥行が5m以上あり、線入りガラスを使用した場合、ただし、下階の屋上部分が計画道路にある場合を除く。
- c 道路境界線から外壁面が5m以上後退して線入りガラスを使用した場合。
- d ガラス前面に飛散防止フィルムを貼った場合。ただし、維持管理を十分に行うこと。
- イ 建築物の外壁およびガラスは、地震による変形および衝撃に耐えうる工法により取り付けること。
- ウ 建築物に付属する工作物および設備類は、強風および地震にも十分耐えうる工法により取り付けること。

エ その他可能な限り落下物の防護措置を講ずること。

13. 増築計画の取扱い

増築計画については、この指導基準に基づき敷地全体における将来計画を示すとともに、増築する部分の事業規模に応じた整備を行うものとする。

14. 敷地面積の取扱い

第8条から第10条までに規定する共用スペース、緑地、憩いの場等については、建築基準法（昭和25年法律第201号）における敷地面積に含むことができるものとする。

15. 譲受人への周知（第28条）

第28条に規定する譲受人への周知は、売買契約書等への記載など書面によるものとし、記載内容は次のとおりとする。

ア 区長との協定内容のあらまし

イ 共用スペース、緑地、その他協定に基づき設けられる施設の位置等（図面にて表示）

16. 事務の所管

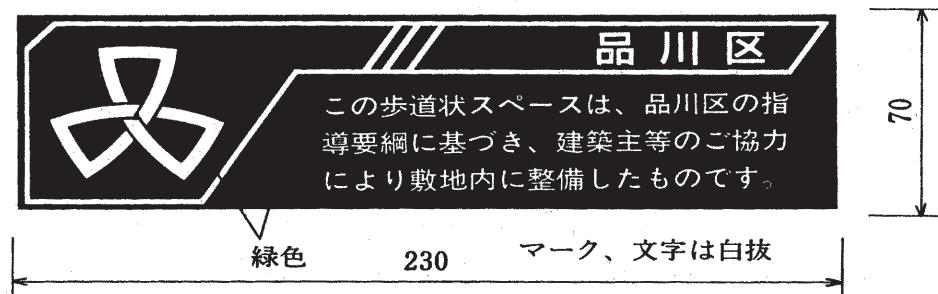
開発指導要綱およびこの基準の取扱いに関する事務のうち、地区計画等区域内における建設事業については、都市環境事業部都市開発課が、その他の建設事業については、都市環境事業部都市計画課が処理する。

付 則

1 この基準は、平成24年4月1日から施行する。

ただし、**第14条、6. 自動車駐車場**については、平成24年6月1日から施行する。

歩道状スペース標示板（実施基準2. 共用スペース関係）



防火貯水槽の設置基準（実施基準9. 防火貯水槽関係）

第1 構 造

1. 品川区が地域に配備する小型防災ポンプ、および東京消防庁で定める標準ポンプ車が容易に接近し、取水できるものであること。（ポンプ車停車位置から貯水槽集水ピットまでの延長が10m以内にすること。）
2. 水槽は鉄筋コンクリート造とし、設計震度は、水平震度0.3以上、鉛直震度0.1以上とする。
3. 水槽は、小型防災ポンプおよび標準ポンプ車の吸管が、直接投入できる防水型吸管投入口（完全防水型600φ用マンホールとし、「防火水槽」と表示するとともに、東京消防庁専用の鍵穴とする。）を設け、かつ吸管を投入する部分の水深は、G.Lから6m以内とし、当該水量の全部が吸い上げができる集水ピットが設置されていること。（後記タイプC、Dの場合は例外とする。）
4. 吸管投入口は、100m³未満1個、100m³以上2個とする。

第2 仕 様

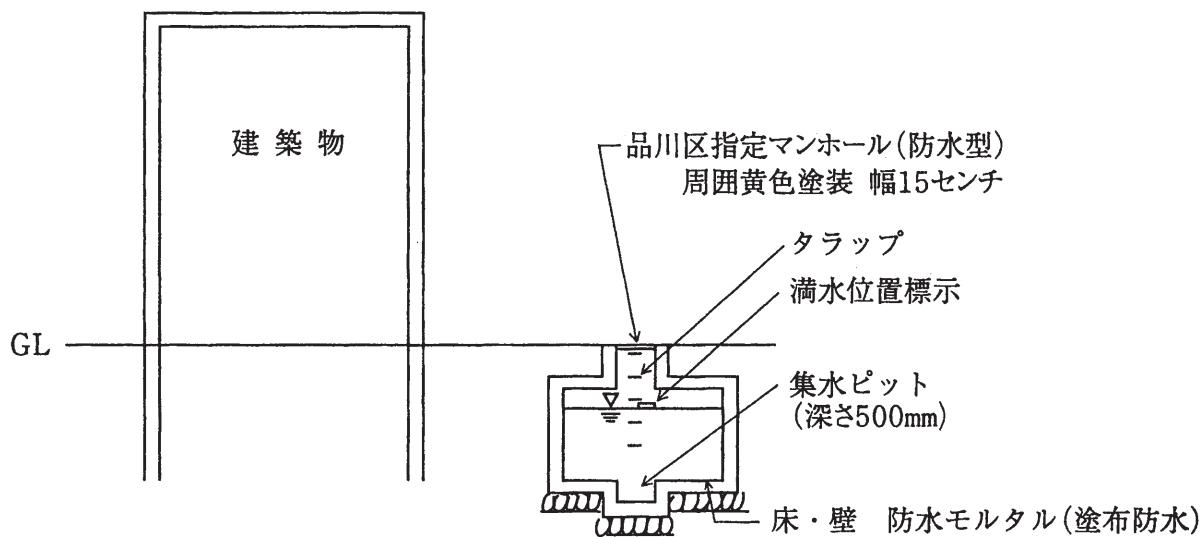
水槽は、別図の各タイプを参考として設置するものとし、全て一般共通仕様書による。

第3 その他の

1. 工事完了後、事業主は貯水槽を満水状態にした後、10日間の減水試験を行い異常のないことを確認し、要綱第27条に基づき引き継ぐものとする。
2. 完成後は、消防法第21条に基づき、消防水利としての指定を受けるものとし、その手続きは引継ぎを受けた後区が行う。
(マンホール部付近に別添水利標識を消防署が設置)
3. 近隣住民の防災訓練での使用を認めるものとする。
4. 近隣火災、訓練等で使用した場合は、区または消防署で充水する。
5. この設置基準に関し、問い合わせは防災課とする。

別図 各タイプ別仕様

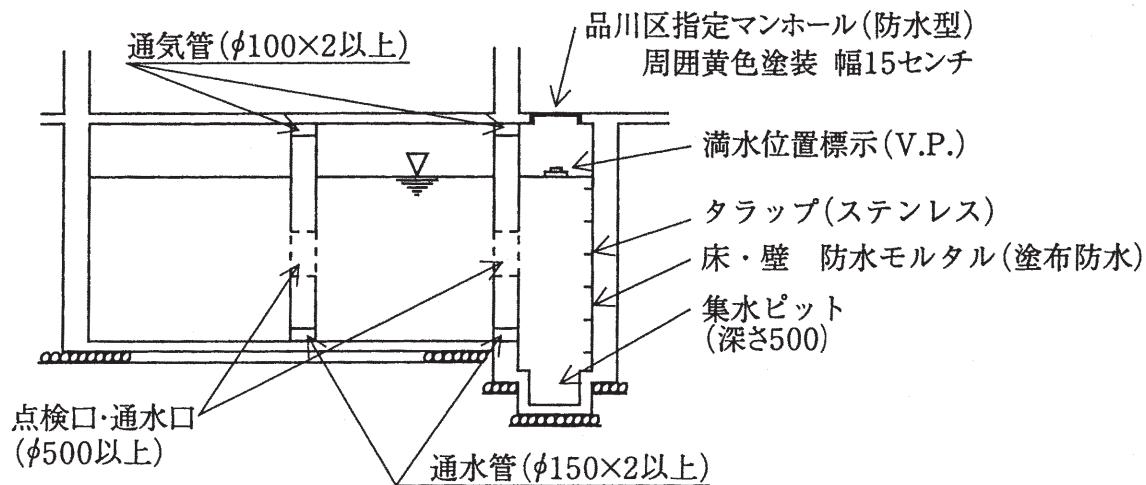
タイプA 完全に独立した貯水槽を設置した場合。



水槽構造

1. 集水ピットを設けること。
2. 水槽内に給水管、配水管、ガス管等が配管されないこと。
3. 内部仕上げは、床および壁を全面防水措置するものとし、必要に応じて天井も防水措置をすること。なお、防水仕様は防水モルタル又は無機質系塗布防水とすること。
4. 吸管投入口から視認できる位置に、充水限度を確認する標示をすること。
5. 吸管投入口の周囲に幅15センチメートルの黄色塗装をすること。

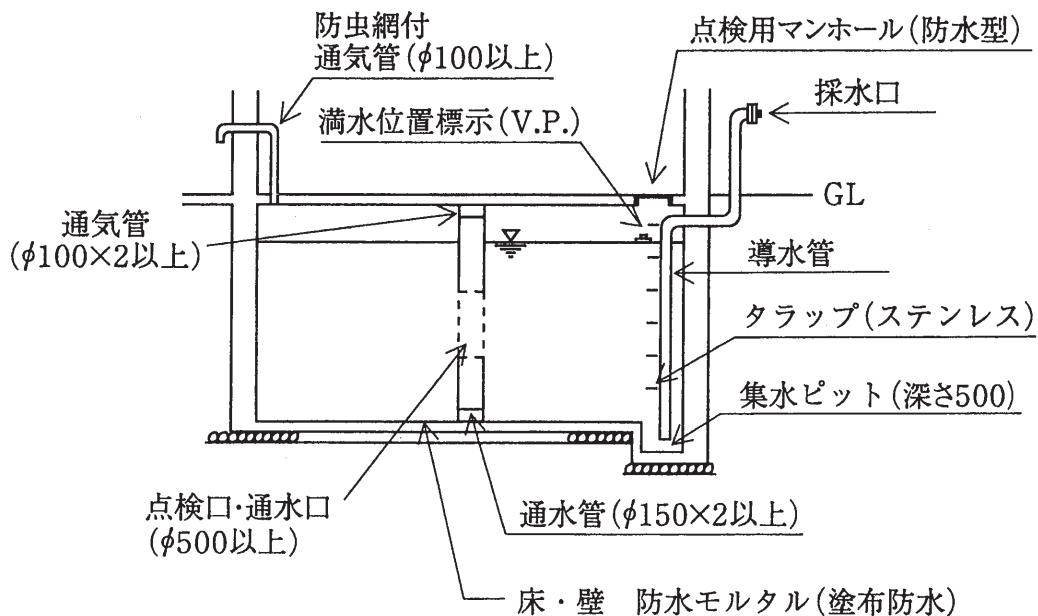
タイプB 建築物の基礎ばかりを利用して設置する場合。



水槽構造

1. 集水ピットを設けること。
2. 地中ばかりで数区画に区画されている場合は、硬質塩化ビニール管等を使用して、各区画ごとに通水口および通気口を設けるとともに各区画が点検できること。
3. 点検用のマンホールの鉄蓋を設ける場合は、原則として防水型にすること。
4. 水槽内に給水管、排水管、ガス管等が配管されないこと。
5. 内部仕上げは、床および壁を全面防水措置するものとし、必要に応じて天井も防水措置すること。
6. 吸管投入口から視認できる位置に、充水限度を確認する標示をすること。
7. 吸管投入口の周囲に幅15センチメートルの黄色塗装をすること。

タイプC タイプBの型で吸管入口を設置することが不可能な場合。



1. 水槽構造

タイプBに同じ。(ただし、点検用マンホールを設置)

2. 採水口

- (1) 1口ごとに単独配管し、採水口の数を100m³未満は2口、100m³以上は、4口とする。
- (2) 採水口の取り付け高さは、地盤面から結合部の中心まで0.5メートル以上1.0メートル以下とする。
- (3) 採水口の材質は、JISH5111（青銅鋳物）に適合し、結合部は「呼び寸75ミリメートル」のねじとし、JISB9912（消防用ねじ式結合金具の結合寸法）に適合すること。
- (4) 覆冠を設け、面板等に「採水口」と標示すること。

3. 導水管および継手

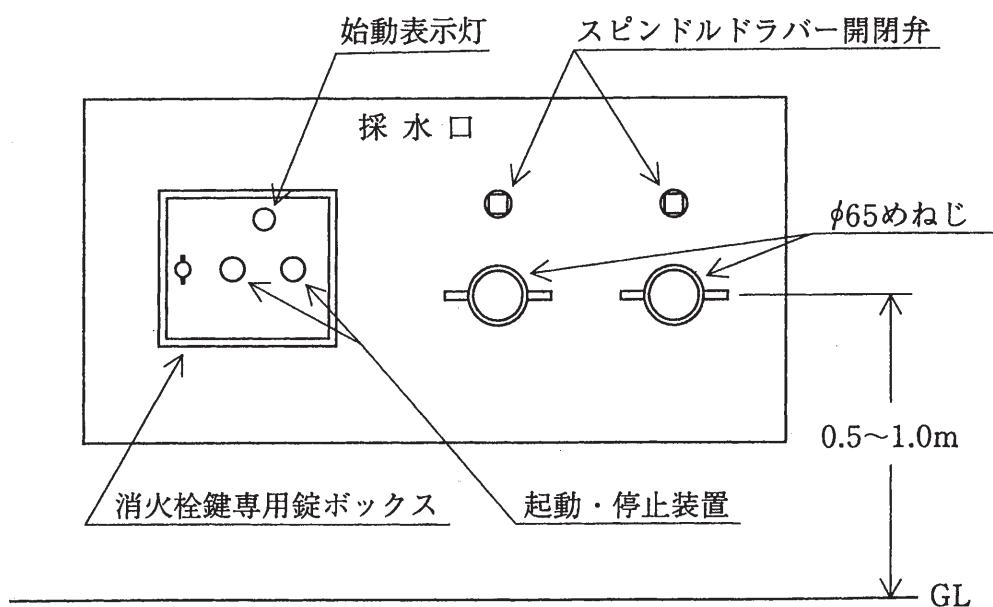
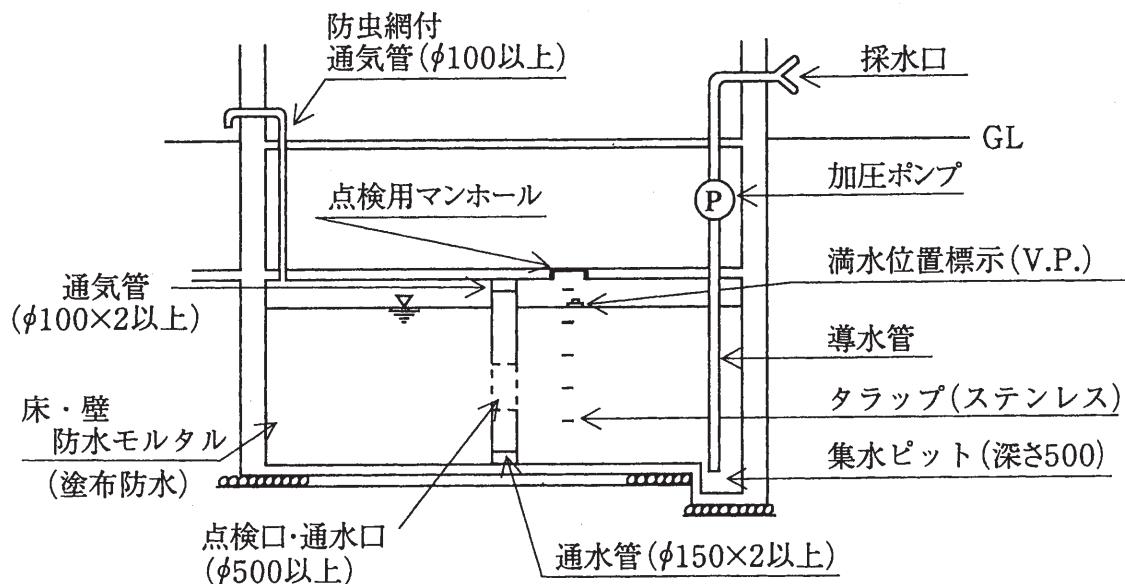
- (1) 導水管の口径は、集水ピットから採水口までの距離が、20メートル未満の場合100ミリメートル、20メートルを超える場合125メートルとする。
- (2) 導水管および継手は、JIS（日本工業規格）又はJWWA（日本水道協会規格）に適合するものを使用すること。
- (3) 導水管は、防食処理をすること。土中及びコンクリート貫通部分の配管にあっては、特に留意すること。

4. 通気

水槽内に、外部から空気を十分に流入できる通気管を設けること。

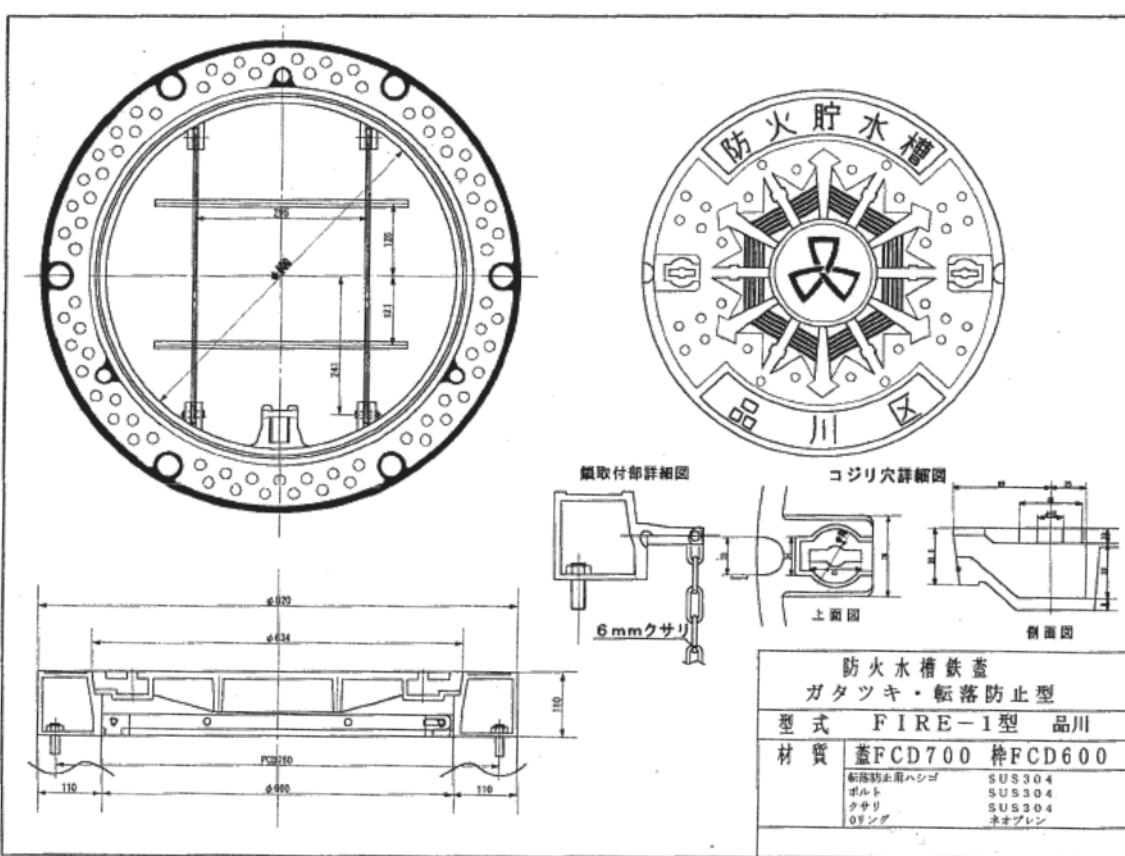
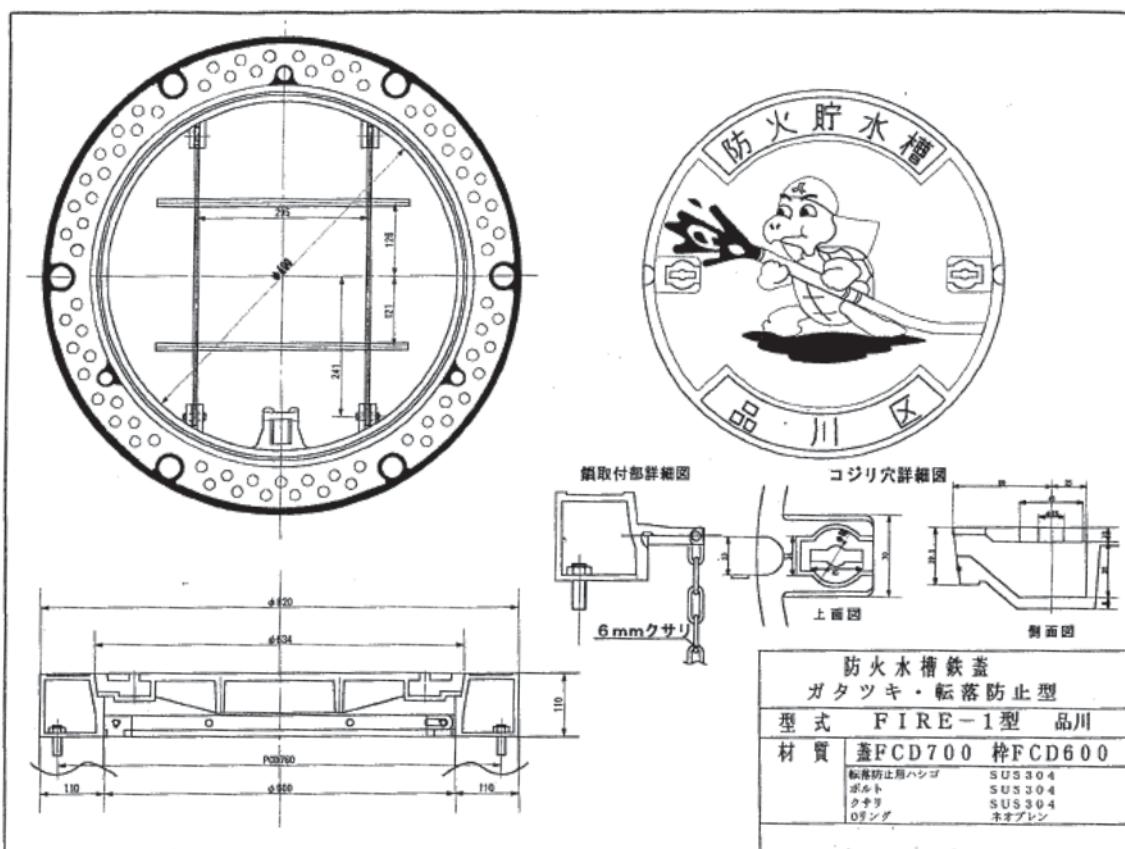
タイプD 加圧装置を設置する場合。

(G.Lから集水ピットまでが6メートルを超える場合に加圧装置を設置する)

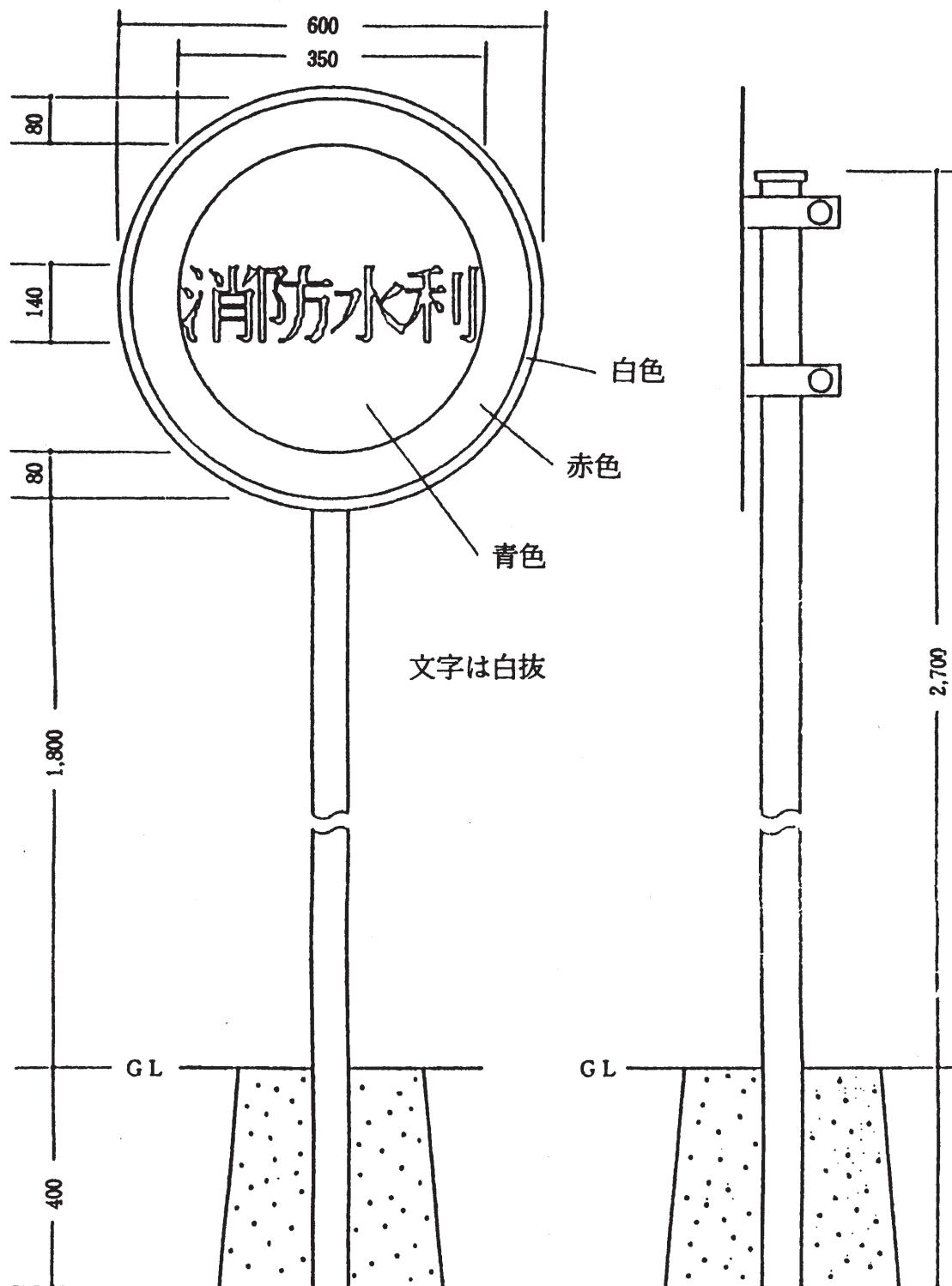


1. 水槽構造
　　タイプBに同じ（ただし、点検用マンホールを設置する）
2. 加圧ポンプ装置
 - (1) 能力は2200 ℥／mm以上とする。
 - (2) 予備電源を設置すること。
 - (3) 起動方式は原則として遠隔起動方式とし、採水口の近くに消火栓鍵専用錠で開閉できるボックスを設置して、起動装置及び始動表示灯を内蔵すること。
3. 採水口
 - (1) 採水口は2口以上とする。
 - (2) 採水口の取り付け高さは、地盤面から結合部の中心まで0.5メートル以上1.0メートル以下とすること。
 - (3) 採水口の材質は、JISH5111（青銅鋳物）に適合し、結合部は「呼び寸法65ミリメートル」のめねじとし、JISB9912（消防用ねじ式結合金具の結合寸法）に適合すること。
4. 導入管及び継手
 - (1) 配管口径は、100ミリメートル以上とする。
 - (2) 採水口付近にスピンドルドライバー開閉弁を設置すること。
 - (3) 導水管及び継手は、JIS（日本工業規格）又はJWWA（日本水道協会規格）に適合するものを使用すること。
 - (4) 導水管は、防食処理をすること。土中及びコンクリート貫通部分の配管については、特に留意すること。
5. 通 気
　　水槽内に、外部から空気を十分に流入できる通気管を設けること。
6. 屋内消火設備に関する基準の準用
　　その他、加圧ポンプ装置の設置は、消防法施行規則〔昭和36年4月1日自治省令第6号〕第12条（屋内消火栓設備に関する基準の細目）第2号、第3号の2、第4号、第5号、第6号、第8号に準ずること。

品川区防水型防災貯水槽鉄蓋



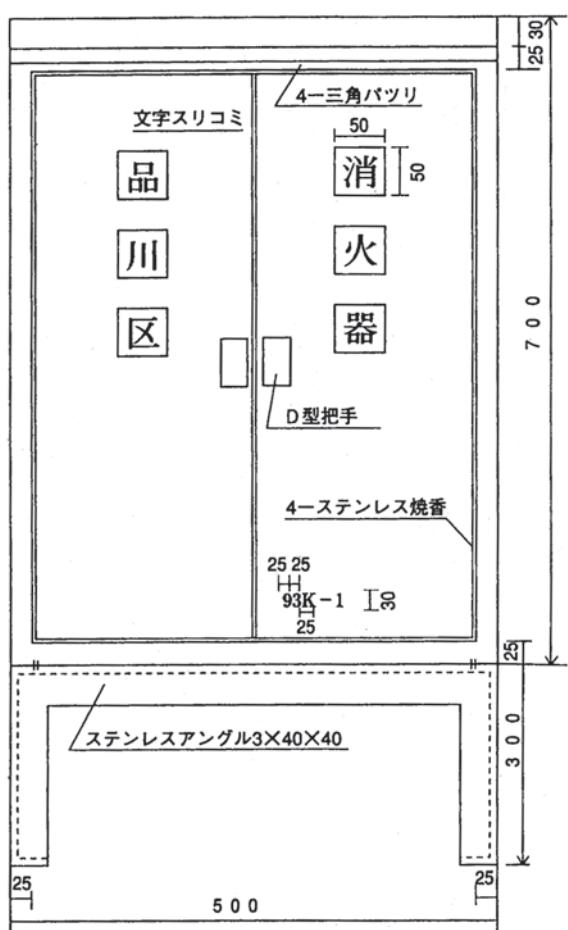
水利標識構造図



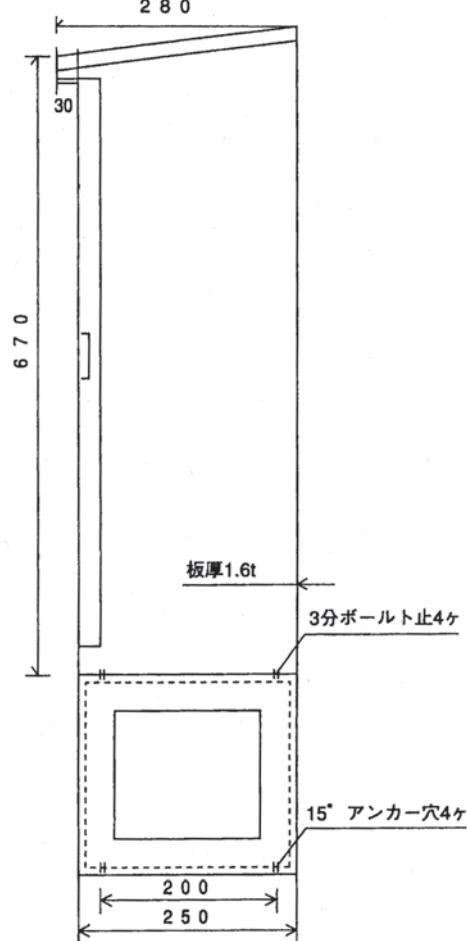
消火器格納箱等に記入する文字例（白色）（実施基準10. 消火器等）

第1 消火器格納箱

正面図



側面図



。左側面

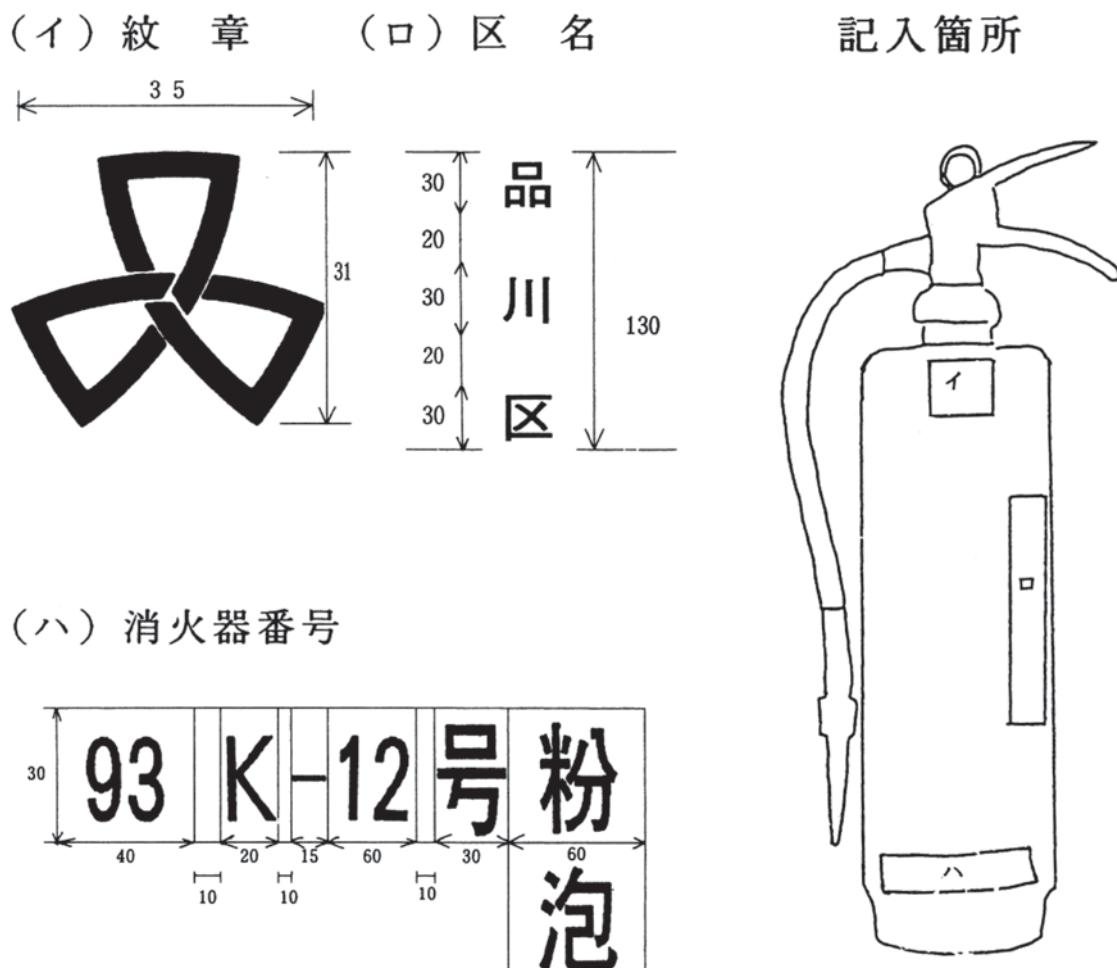
。右側面

側面記入文字



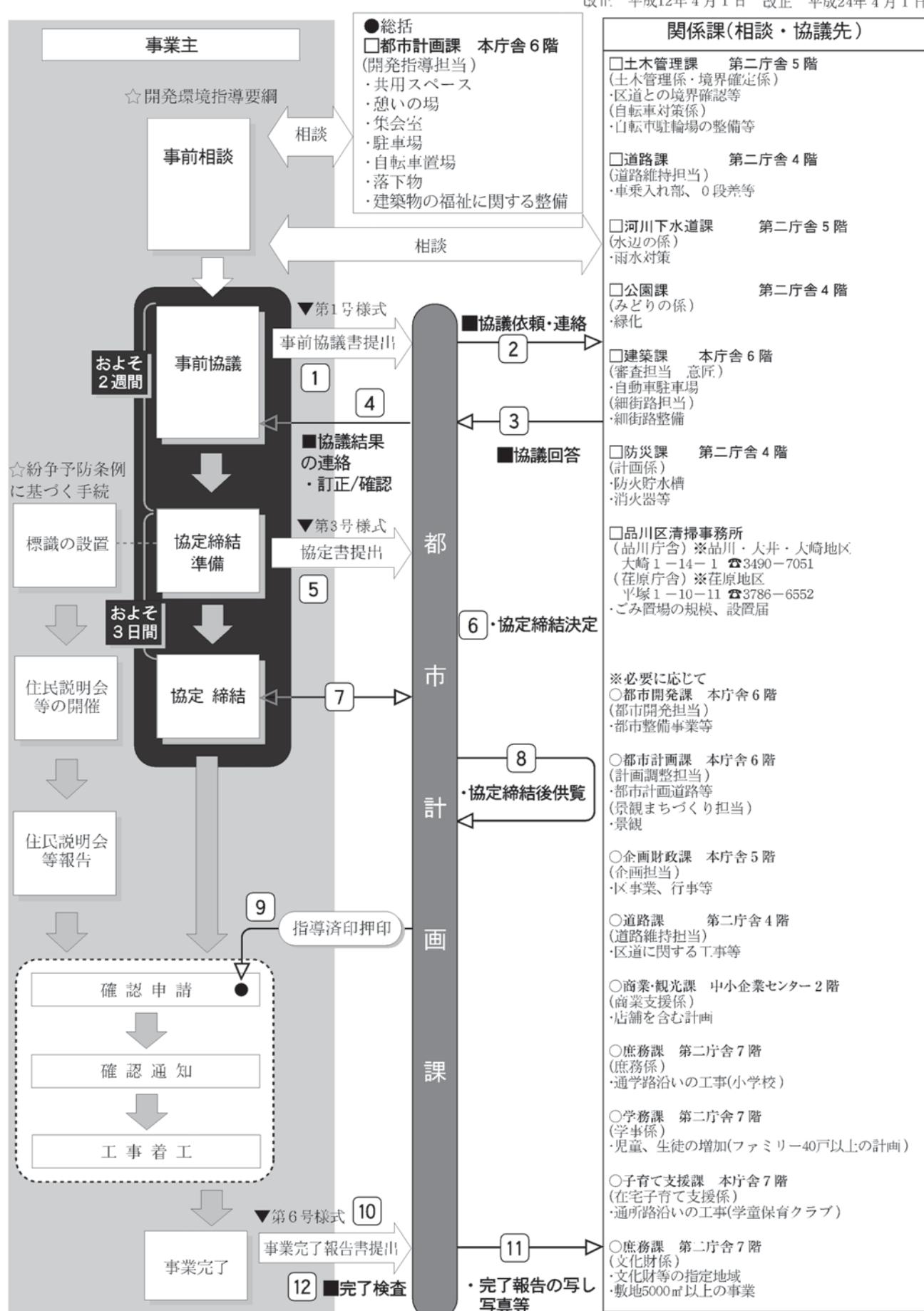
使用したり、紛失、盜難、破損など
がありましたら、ご連絡ください。
品川区役所防災課(三七七七)一一一

塗装	メラミン焼付
下塗	サビ止 2回塗
上塗	赤：文字白：2回塗



品川区開発環境指導要綱および同実施基準に関するてびき

1. 品川区開発環境指導要綱に係る事務手続き



協議等に際する必要図書一覧

(平成24年4月1日)

- 事前協議書・事業完了報告書を提出する際、関係課への協議・連絡・報告用として、下記の図書をご用意ください。
- (※印の課については、必要に応じて用意してください)
- A4の大きさに織り込んでください。ホチキス綴じ程度で製本してください。

関係課	部数	事前協議書提出時	部数	事業完了報告書提出時
土木管理課 (交通安全係) (土木管理係) (境界確定係) (占用係) (自転車対策係)	1	①事前協議書(第1号様式)[写し] ②建築計画概要書(第2号様式) ③案内図 ④土地利用計画図(色分け)		
		・承認工事・沿道掘削等に関する手続きは、別途道路公園課と行うこと。 「品川区自転車等の放置防止および自転車等駐車場の整備に関する条例」における店舗等の自転車駐車場付置義務に関する手続きは、別途自転車対策係と行うこと。 ・「自転車駐車場設置届書」の提出		・「自転車駐車場完了届書」の提出
都市整備下水道課 (工務係)	1	①事前協議書(第1号様式)[写し] ②建築計画概要書(第2号様式) ③案内図 ④浸透施設等計画平面図 ⑤土地利用計画による浸透量の確認できる図面(植栽、草地、裸地等) ⑥構造計算書 ⑦構造図	1	①事業完了報告書(第6号様式)[写し] ②建築計画概要書(第2号様式) ③案内図 ④浸透施設等計画平面図 ⑤計画書 ⑥構造図 ⑦雨水流出抑制施設施工中の写真
		「雨水流出抑制施設技術指針」に関する協議は、別途都市整備下水道課と行うこと。		
水とみどりの課 (みどりの係)	1	①事前協議書(第1号様式)[写し] ②建築計画概要書(第2号様式) ③案内図 ④土地利用計画図(色分け)		
		「品川区みどりの条例」に関する手続きは、別途水とみどりの課と行うこと。 ・「緑化計画書」の提出		・「緑化完了届」の提出
建築課 (審査担当)	1	①事前協議書(第1号様式)[写し] ②建築計画概要書(第2号様式) ③案内図 ④土地利用計画図(色分け)		
防災課 (計画係)	1	①事前協議書(第1号様式)[写し] ②建築計画概要書(第2号様式) ③案内図 ④土地利用計画図(色分け) ⑤防火貯水槽の平面、断面等詳細図	1	①事業完了報告書(第6号様式)[写し] ②建築計画概要書(第2号様式) ③案内図 ④土地利用計画図(防災関連施設の色分け) ⑤防火貯水槽の平面、断面等詳細図 ⑥防火貯水槽・消火器格納箱等の写真
建築課 (細街路担当)	1	①事前協議書(第1号様式)[写し] ②建築計画概要書(第2号様式) ③案内図 ④土地利用計画図(色分け)		
		「品川区細街路拡幅整備要綱」に関する手続きは、別途建築課と行うこと。 ・「細街路拡幅整備協議書」の提出		・竣工報告
品川区清掃事務所 (品川庁舎) (荏原庁舎)	1	①事前協議書(第1号様式)[写し] ②建築計画概要書(第2号様式) ③案内図 ④土地利用計画図(清掃関連施設の色分け)		
		「品川区廃棄物の処理および再利用に関する条例」 「品川区事業用建築物および集合住宅における再利用対象物および廃棄物等の保管場所の設置に関する指導要綱」に関する手続きは、別途清掃事務所と行うこと。 ・「再利用対象物保管場所設置兼廃棄物保管場所等設置届」の提出		・竣工報告
道路公園課 (道路維持担当)	1	①事前協議書(第1号様式)[写し] ②建築計画概要書(第2号様式) ③案内図 ④土地利用計画図(色分け)	1	①事業完了報告書(第6号様式)[写し] ②建築計画概要書(第2号様式) ③案内図 ④土地利用計画図(色分け)
		沿道工事・自費工事等に関すること ゼロ段差、車止め等車乗り入れ部に関すること		
※ 商業・観光課 (商業支援係)	1	同上		
※ 庶務課 (庶務係) (文化財係)	1	同上		
※ 学務課 (学事係)	1	同上		

協定事項を譲受人へ周知するための文書の例

平成 年 月 日

様

事業主

品川区中高層建築物等の建設に関する開発環境指導要綱に基づく協定について

下記建築物に関して、品川区中高層建築物等の建設に関する開発環境指導要綱第6条第1項に基づき、別紙協定書（写し）のとおり品川区長と協定を締結しております。協定において設置、整備した歩道状スペース、緑地、駐車場等の事項については自ら管理維持をお願いいたします。

また、協定事項に関して変更が生ずる場合は事前に品川区関係各課との協議が必要となりますので遵守する様お願いいたします。

記

所在地 品川区 丁目 番 (住居表示：)

建築物名称

建築物用途

建築物規模等 地上 階地下 階

適用事業の種別 開発環境指導要綱第3条()

協定締結年月日 年 月 日

(第1号様式)

事前協議書

平成 年 月 日

品川区長 あて

住所

事業主

氏名

印

電話 ()

〔法人にあっては、その事務所の所在地
および名称ならびに代表者の氏名〕

〔品川区中高層建築物等の建設に関する開発環境指導要綱第4条
品川区ワンルーム形式等集合住宅に関する指導要綱第5条〕 の規定に基づき、

下記の建設事業等の計画について、事前協議の申出します。

記

事業計画の種別		(1) (2) (3) (4) (5)	
事業地の地名地番		品川区 丁目 番 (住居表示 番 号)	
建 築 計 画 の 概 要	建築物の名称	(仮称) 建築物用途	
		計画に係る部分 計画以外の部分	合 計
	敷地面積		. m ²
	建築面積	. m ²	. m ²
	延べ面積	. m ²	. m ²
	工事種別 構造・階数 高さ	地上 階 築・ 造 地下 階	最高の高さ m
	敷地所有者	建ぺい率 %	容積率 %
施行予定年月日	着工 年 月 日	完了 年 月 日	
設計者住所・氏名	連絡者氏名 TEL		
工事施工者 住所・氏名	連絡者氏名 TEL		
※ 備 考	※受付欄		
	都市計画課受付		
	年 月 日		
	No. —		

※印のある欄は記入しないでください。

(第2号様式)

建築計画概要書

(協議事項)

1. 建築計画概要

用途地域	工事種別	構造	階数	最高の高さ	日影規制
・1低・1中・2中 ・1住・2住・近商 ・商業・準工・工業	新増 その他	W・R C・S B・S R C	地上階 地下階	・m	・対象 ・非対象
敷地面積	建築面積			延べ面積	
	増 . m ²			増 . m ²	
m ²	計 . m ²			計 . m ²	

2. 適用事業

(1) 宅地開発等	(2)20戸以上の集合住宅 ※ワンルーム形式15戸以上		(3)延べ面積 2,000m ² 以上	(4)敷地面積 1,000m ² 以上	(5)店舗等で営業 面積が300m ² 以上
区画	戸	55m ² 以上 戸 30m ² 以上55m ² 未満 戸 30m ² 未満 戸	用途 延べ面積 m ²	用途 敷地面積 m ²	用途 営業面積 m ²

3. 協議事項

(1) 共用スペース 【要・不要】

基準値 : m² 計画値 : m²

(内訳) 歩道状 m²
 広場状 m² 貫通通路 m²
 接道部緑地 m²

(2) 緑化の促進 [品川区みどりの条例:認定 【要・不要】]

・接道部緑化長さ 基準値 :	<input type="text"/> m	計画値 :	<input type="text"/> m
・敷地内緑化面積 基準値 :	<input type="text"/> m ²	計画値 :	<input type="text"/> m ²

(3) 憇いの場 ((2)の事業) 【要・不要】

基準値 : m² 計画値 : m²

○置換え先 共用スペース m²
 敷地内緑地 m²

(4) 細街路の整備 [品川区細街路拡幅整備要綱:協議 【要・不要】]

・延長 : m ・面積 : m²

(5) 福祉のまちづくり [品川区における建築物等の福祉に関する整備要綱] 【要・不要】

一対応策一

- | | |
|--------------------------------------|---------------------------|
| ・アプローチ
(段差 ありorなし⇒スロープ設置 するorしない) | ・エレベーター等
() |
| ・スロープ
(勾配 1/、有効幅員 cm) | ・障害者用駐車場
(設置 するorしない) |
| ・玄関ドア
(自動or手動、有効開口幅員 cm) | ・その他
[] |

・『東京都福祉のまちづくり条例』【該当・非該当】

(5-1) 高齢者の居住に配慮した住戸の設置

- ・段差の無い住戸数

基準値 : m² 計画値 : m²

上記以外、てすり設置可能な構造の住戸数 (戸)

- ・玄関、便所、浴室にてすりを設置した住戸数

基準値 : m² 計画値 : m²

上記以外、てすり設置可能な構造の住戸数 (戸)

- ・腰掛便器を設置した住戸数

基準値 : m² 計画値 : m²

(6) 集会室 ((2)の事業) 【要・不要】

基準値 : m² 計画値 : m²

(7) 自動車駐車場 【要・不要】

基準値 : 台 計画値 : 台

(内訳) • 障害者用 台

(8) 自転車等駐車場 【要・不要】

基準値 : 台 計画値 : 台

(内訳) • バイク 台

(9) 清掃施設 [品川区廃棄物の処理および再利用に関する条例] 【要・不要】
 [事業用建築物および集合住宅における再利用対象物
 および廃棄物等の保管場所の設置に関する指導要綱] 【要・不要】

	基準値	計画値
ごみ・資源	m ²	m ²
粗大ごみ	3.0m ² 以上	m ²

その他

(10) 敷地面積 ((1)の事業) 【要・不要】

・一区画当たりの面積 : m² ~ m²

(11) 防火水槽 【要・不要】

基準値 : t 計画値 : t

・満水状態で甲に無償使用させることとし、消防水利の指定を受け将来にわたって維持管理する。

(12) 消火器等 【要・不要】

設置 : 基

・消火器等は甲に無償使用させる。

(13) 雨水対策 [品川区雨水流出抑制施設技術指針] 【要・不要】

・方式
 ・対策量

基準値 : m³ 計画値 : m³

(14) 落下物対策 【要・不要】

項目	対応策(要旨)
(ガラス)	
[工作物] [その他]	建築物に付属する工作物および設備類は、強風および地震にも十分耐えうる工法により取りつける。

4. ワンルーム指導指針に関する事項

計画的事項		ファミリータイプ住戸設置【要・不要】	
壁面後退	cm	第1種低層住居専用地域 基準値(戸) 計画値(戸)	
プライバシー対策		近隣・商業地域 基準値(戸) 計画値(戸)	
防音対策		その他の用途地域 基準値(戸) 計画値(戸)	

管理的事項	管理人室	有・無
30戸未満	<input type="checkbox"/>	定期的駐在 <input type="checkbox"/>
30戸以上 50戸未満	<input type="checkbox"/>	4時間以上駐在 <input type="checkbox"/>
50戸以上 100戸未満	<input type="checkbox"/>	8時間以上駐在 <input type="checkbox"/>
100戸以上	<input type="checkbox"/>	常駐管理 <input type="checkbox"/>

都市計画法による用途地域	() 地域
ワンルーム要綱の規定による住戸面積	(20 m ²) ≤ m ² (25 m ²) ≤ m ²

5. 集合住宅の各階住戸タイプ一覧表（タイプ別面積も記入）

	タイプ	階	階	階	階	階	階	階	階	合計
A (. m ²)										
B (. m ²)										
C (. m ²)										
D (. m ²)										
E (. m ²)										
F (. m ²)										
G (. m ²)										
H (. m ²)										
I (. m ²)										
J (. m ²)										
K (. m ²)										

※ 宅地開発の場合は一区画毎の面積とする。 (分譲・賃貸 戸)

(第3号様式)

協定書

品川区 丁目 番地 の事業計画

(仮称) について品川区長(以下「甲」という。)と

事業主

(以下「乙」という。)は 「品川区中高層建築物等の建設に関する開発環境指導要綱」
「品川区ワンルーム形式等集合住宅に関する指導要綱」

(以下「指導要綱」という。) 〔第6条第1項〕
〔第5条第2項〕に基づき下記のとおり協定する。

記

(総則)

第1条 乙は、指導要綱第1条に定める目的に協力するものとし、将来にわたって指導要綱の趣旨および本協定を順守するものとする。

(事業計画)

第2条 乙は、事業計画について指導要綱に定める各協議事項に関しては、別添建築計画概要書および図面記載のとおりとするものとする。

(事業計画の変更)

第3条 乙は、事業計画を変更しようとするときは、事前に甲と協議のうえ変更内容を届出するものとする。

2 前項により、変更内容の届出部分について本協定の更改があったものとする。

3 乙は、事業主を変更しようとするときは、甲にすみやかに届出するものとする。

(完了検査)

第4条 乙は、当該事業が完了したときは、甲に対して遅滞なく完了の報告をし、完了検査を受けるとともに、震災対策用防火貯水槽または震災対策用消火器等の使用权を引継ぐものとする。

(譲受者への周知)

第5条 乙は、当該事業の施設を第三者に譲渡するときは、この協定書の内容および周辺地域の環境上の問題点をあらかじめ書面で譲受者に周知するものとする。

(協議)

第6条 この協定に定めのない事項およびこの協定の解釈に疑義が生じた場合は、その都度甲と乙とが協議するものとする。

以上、協定の証として、本書2通を作成し甲、乙記名押印のうえ各1通保有する。

平成 年 月 日

甲 品川区長 印

住所

乙 事業主
氏名 印

(第3号様式区画割)

協定書

品川区 丁目 番地 の事業計画

(仮称) について品川区長（以下「甲」という。）と

事業主 （以下「乙」という。）は、「品川区中

高層建築物等の建設に関する開発環境指導要綱」（以下「指導要綱」という。）第6条

第1項に基づき下記のとおり協定する。

記

(総則)

第1条 乙は、指導要綱第1条に定める目的に協力するものとし、将来にわたって指導要綱の趣旨および本協定を順守するものとする。

(事業計画)

第2条 乙は、事業計画について指導要綱に定める各協議事項に関しては、別添建築計画概要書および図面記載のとおりとするものとする。

(事業計画の変更)

第3条 乙は、事業計画を変更しようとするときは、事前に甲と協議のうえ変更内容を届出するものとする。

2 前項により、変更内容の届出部分について本協定の更改があったものとする。

3 乙は、事業主を変更しようとするときは、甲にすみやかに届出するものとする。

(完了検査および使用権の承継)

第4条 乙は、当該事業が完了したときは、甲に対して遅滞なく完了の報告をするものとする。

(譲受者への周知)

第5条 乙は、当該事業の施設を第三者に譲渡するときは、この協定書の内容および

周辺地域の環境上の問題点をあらかじめ書面で譲受者に周知するものとする。

(協議)

第6条 この協定に定めのない事項およびこの協定の解釈に疑義が生じた場合は、その都度甲と乙とが協議するものとする。

以上、協定の証として、本書2通を作成し甲、乙記名押印のうえ各1通保有する。

平成 年 月 日

甲 品川区長 印

住所

乙 事業主
氏名 印

(第4号様式)

計画変更届

平成 年 月 日

品川区長 あて

住所

事業主

氏名

印

電話 ()

〔法人にあっては、その事務所の所在地
および名称ならびに代表者の氏名〕

〔品川区中高層建築物等の建設に関する開発環境指導要綱第26条
品川区ワンルーム形式等集合住宅に関する指導要綱第7条〕

の規定に基づき、事業計画を下記のとおり変更したいので別添図書とともに届出します。

記

協定締結年月日	年 月 日					
建築物等の名称	(仮称)					
事業地の地名地番	品川区		丁目	番	(住居表示 番 号)	
変更内容						
施行予定年月日	着工 年 月 日	完了 年 月 日				
設計者住所・氏名	連絡者氏名 TEL					
工事施工者 住所・氏名	連絡者氏名 TEL					
※ 備 考						
	※受付欄					
	都市計画課受付					
	年 月 日					
No. —						

※印のある欄は記入しないで下さい。

(第5号様式)

事業主変更届

平成 年 月 日

品川区長 あて

住所

旧事業主

氏名

印

電話 ()

〔法人にあっては、その事務所の所在地
および名称ならびに代表者の氏名〕

住所

新事業主

氏名

印

電話 ()

〔法人にあっては、その事務所の所在地
および名称ならびに代表者の氏名〕

〔「品川区中高層建築物等の建設に関する開発環境指導要綱」第26条の規定
「品川区ワンルーム形式等集合住宅に関する指導要綱」第6条の規定〕

に基づき、下記の建築物等の事業主を変更したいので届出します。

なお、協定の内容については新事業主が履行します。

記

協定締結年月日	年 月 日
建築物等の名称	(仮称)
事業地の地名地番	品川区 丁目 番 (住居表示 番 号)
施工予定年月日	着工 年 月 日 完了 年 月 日
設計者住所・氏名	連絡者氏名 TEL
工事施工者 住所・氏名	連絡者氏名 TEL
※ 備 考	※ 受付欄
	都市計画課受付
	年 月 日
	No. —

※印のある欄は記入しないで下さい。

(第6号様式)

事業完了報告書

平成 年 月 日

品川区長 あて

住所

事業主

氏名

印

電話 ()

〔法人にあっては、その事務所の所在地
および名称ならびに代表者の氏名〕

〔「品川区中高層建築物等の建設に関する開発環境指導要綱」第27条の規定
「品川区ワンルーム形式等集合住宅に関する指導要綱」第23条の規定〕

に基づき、下記のとおり事業完了の報告をします。

記

協定締結年月日		年 月 日	事業完了年月日		年 月 日
事業計画の種別		(1) (2) (3) (4) (5)			
事業地の地名地番		品川区	丁目	番	(住居表示 番 号)
建 築 物 の 概 要	建築物の名称		敷 地 面 積	.	m ²
	建築物用途	計画に係る部分	建 築 面 積	.	m ²
	工 事 種 別 構 造 ・ 階 数 高 さ		延 ベ 面 積	.	m ²
・地上 階 築・ 造		・最高の高さ	m		
・地下 階					
設計者住所・氏名		連絡者氏名 TEL			
工 事 施 工 者 住 所 ・ 氏 名		連絡者氏名 TEL			
引継ぐ 施 設	(1)防火水槽 (基 t) (2)消火器等 (基)			※ 受付欄	
				都市計画課受付	
※ 検査欄	現 場 調 査				年 月 日
	年 月 日				No. —

※印のある欄は記入しないでください。

事 前 協 議 申 請 取 下 げ 届

品川区中高層建築物等の建設に関する開発環境指導要綱に基づく事前協議の申請は、下記の理由により取下げたいので、届け出します。

平成 年 月 日

品 川 区 長 あて

住所

事業主

氏名

印

電話 ()

[法人にあっては、その事務所の所在地
および名称ならびに代表者の氏名]

記

1. 事前協議書提出年月日 受付番号	平成 年 月 日 —		
2. 敷 地 の 地 名 地 番	品川区 丁目 番 (住居表示 番 号)		
3. 建 築 物 の 名 称	(仮称)		
4. 設 計 者 の 住 所 ・ 氏 名	住所 連絡者氏名 氏名 TEL		
5. 取 下 げ の 理 由			
※ 備 考	※ 受 付 欄		
	都市計画課受付		
	年 月 日		
	No. —		

※印のある欄は記入しないで下さい。

減水試験結果報告

平成 年 月 日

品川区長 あて

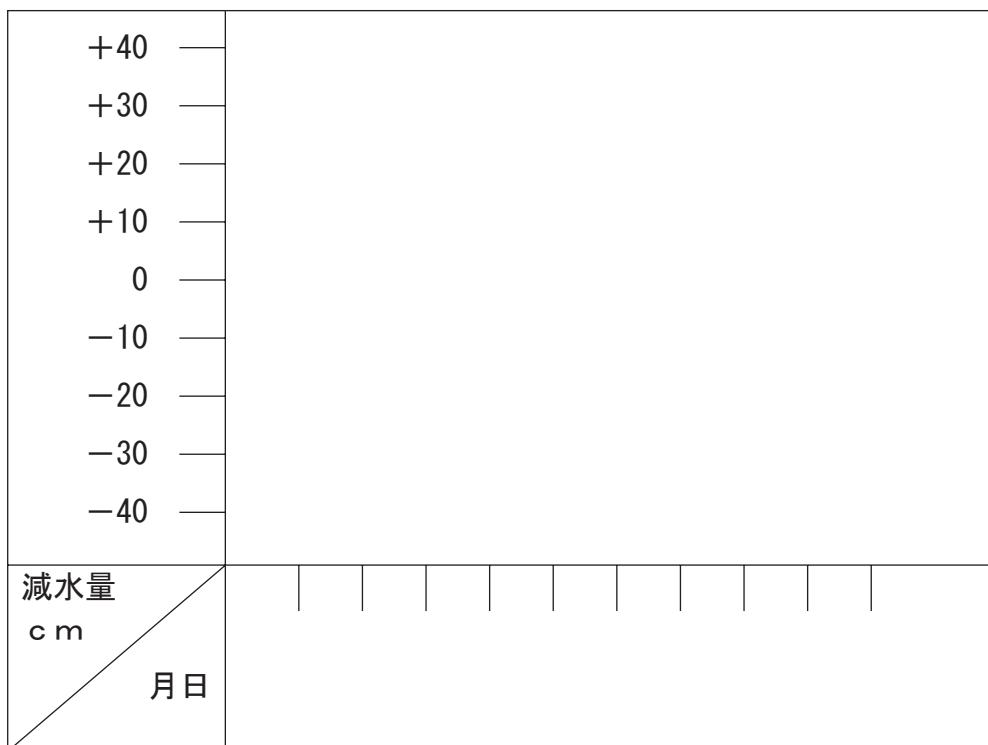
施工者 住 所

氏 名

減水試験の結果、水漏れ等の異状がなかったので、下記のとおり報告します。

記

1. 建築物所在地 品川区
2. 名 称
3. 事 業 主
4. 充水完了年月日 平成 年 月 日 時
5. 結 果

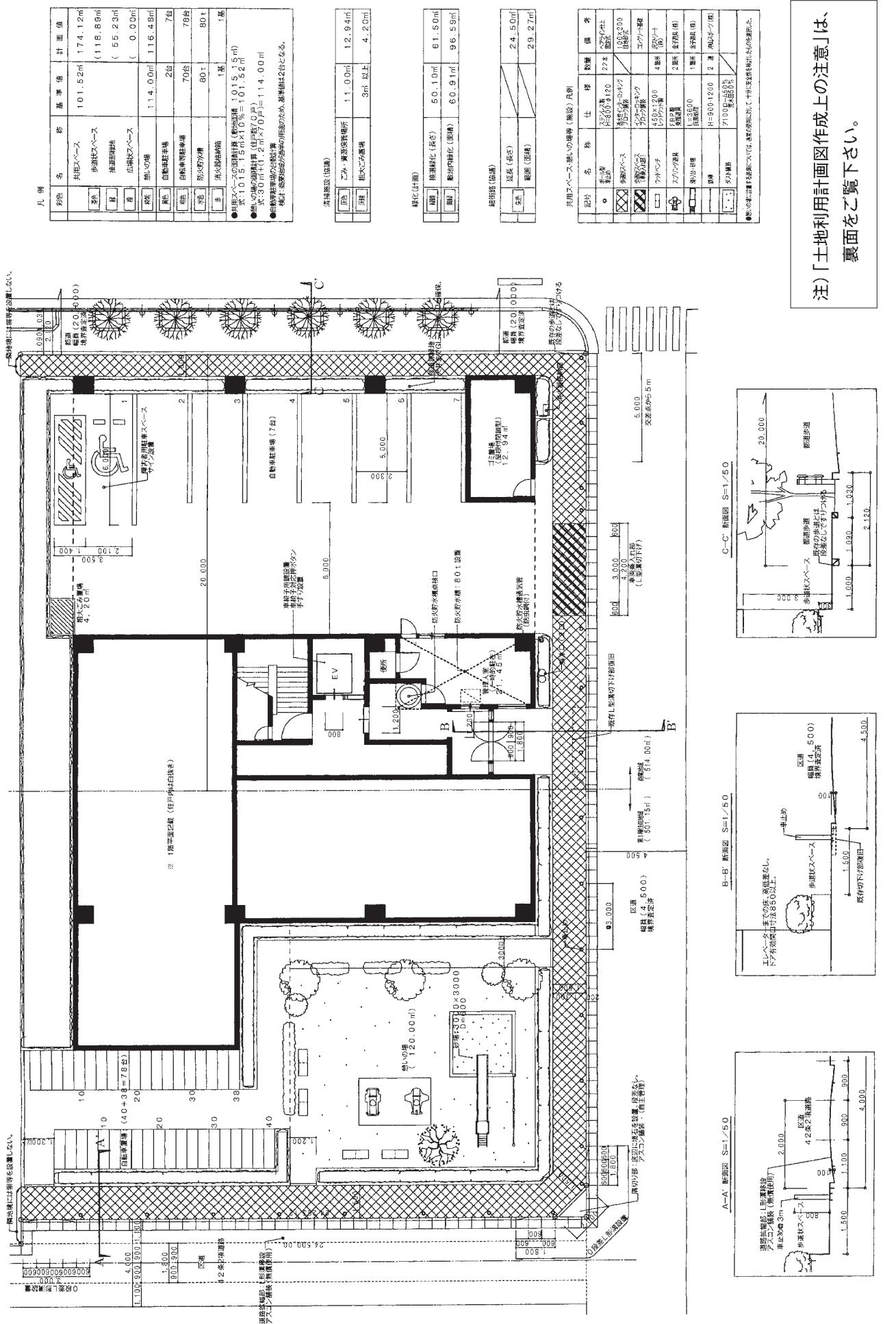


土地利用計画図（例）



「脚地境には辨等を設置しない。

二二三



注)「土地利用計画図(作成上の注意)」は、裏面をご覧下さい。

土地利用計画図作成上の注意

1. 自動車駐車場、自転車等駐車場は白線で区画表示し、番号を入れる。
2. 歩道状スペースの隣地境にやむを得ず堀等を設ける場合は将来隣地に歩道状スペースが設置されたときに、敷地の所有者が責任を持つて撤去する。
3. 細街路の拡幅部分・安全条例による隅切り部分は、周り寸法、権利関係、舗装の復旧構造を図示する。
4. 隣地境に切切土・盛土・ドライエリア等がある場合は、断面図を作成する。
5. 官民・民民境に境界石がある場合は引き出して詳細図にて明記する。
6. 車乗り入れ部は、1敷地2ヶ所までとする。
7. 憋いの場を共用スペースまたは緑地に置き換える場合、その敷地で必要な公用スペースまたは緑地の面積に、憪いの場として必要とされる面積を加算した数値以上確保すること。
8. 本計画における道路の舗装構造・影響範囲については、各道路管理者と協議すること。

**品川区ワンルーム形式等
集合建築物に関する指導要綱**

品川区ワンルーム形式等集合建築物に関する指導要綱

制定 平成19年12月10日区長決定要綱第142号
改訂 平成24年5月1日区長決定要綱第137号

第1章 総 則

(目的)

第1条 この要綱は、ワンルーム形式等集合建築物の計画および管理に関し、必要な事項を定めることにより、建築主等の協力を求めもって、集合建築物の建築に伴う近隣関係住民との紛争を未然に防止し、良好な生活環境および地域社会の形成に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ワンルーム形式等の住戸 主として一の居室（建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第2条第4号に規定する居室をいう。以下同じ。）からなる住戸形式で、その床面積が30平方メートル未満の住戸（店舗、事務所等を含む。）をいう。
- (2) ワンルーム形式等集合建築物 居室のある階数が3以上の集合住宅で、ワンルーム形式等の住戸の数が15以上で、かつ、その数が住戸の総戸数の3分の1以上の建築物をいう。
- (3) 建築主 建築物に関する工事の請負契約の注文者または請負契約によらないで自らその工事を行う者をいう。
- (4) 建築物所有者等 ワンルーム形式等の住戸もしくはワンルーム形式等集合建築物の所有者または当該所有者から委託を受けてこれらを管理する者をいう。
- (5) 近隣関係住民 次のアまたはイに掲げる者をいう。
 - ア 当該建築物の敷地境界線から、その高さの2倍の水平距離の範囲内にある土地または建築物に関する権利を有する者および当該範囲内に居住する者
 - イ 当該建築物による電波障害の影響を受けると認められる者

(適用範囲)

第3条 この要綱は、区内におけるワンルーム形式等集合建築物について適用する。

2 既存の建築物の増築または用途の変更（以下「増築等」という。）をする場合において、当該増築等の後の建築物がワンルーム形式等集合建築物に該当するときは、当該増築等の後の建築物をワンルーム形式等集合建築物とみなして、この要綱を適用する。

(建築主および建築物所有者等の責務)

第4条 建築主および建築物所有者等は、紛争を未然に防止するため、ワンルーム形式等集合建築物の建築に係る計画（以下「建築計画」という。）にあたり、この要綱に定める事項を遵守するとともに当該建築物の管理に当っては、周辺の生活環境に及

ぼす影響に十分配慮し、良好な近隣環境を損なわないよう努めなければならない。

- 2 建築主および建築物所有者等は、ワンルーム形式等集合建築物の入居者の実態を的確に把握し、住民登録を行うように指導に努めなければならない。
- 3 建築主および所有者等は、ワンルーム形式等集合建築物の入居者に対し、町会等へ加入するよう指導に努めなければならない。

第2章 建築計画に際しての手続き

(事前協議書の提出)

第5条 建築主はワンルーム形式等集合建築物の建築を行おうとするときは、品川区中高層建築物等の建設に関する開発環境指導要綱（昭和63年1月29日区長決定。以下「開発指導要綱」という。）第4条の規定を準用し、区長と協議しなければならない。

- 2 建築主は、前項の協議が成立したときは、開発環境指導要綱第6条を準用し、区長と協定を締結するものとする。
- 3 建築主は、前項の協定締結について、開発指導要綱第6条第2項を準用し、協定締結の事実を明らかにするものとする。

(建築主の変更)

第6条 前条による協定締結後の成立後に建築主が変更される場合には、当該協定における建築主の地位は、変更後の建築主が承継する。

- 2 建築主の地位を承継した者は開発指導要綱第27条を準用し、その旨を区長に報告しなければならない。

(建築計画の変更)

第7条 建築主は、この要綱に定める基準に係る建築計画を変更しようとする場合はあらかじめ変更

しようとする計画を区長に届け出て、協議しなければならない。

- 2 前項の規定による協議については第5条および前条の規定を準用する。

(建築計画の事前公開)

第8条 建築主は、建築物の建築を行おうとするときは、建築にかかる計画の周知を図るため、当該建築敷地の見やすい場所に別に要領で定めるところによる標識を設置し別に要領で定めるところによる標識設置届を区長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による標識の設置は、法に規定する建築確認の申請、許可または認定申請の手続を行おうとする日の少なくとも15日前から、法に規定する工事完了届または工事完了通知を出した日までの間とする。
- 3 第1項の規定による標識の設置場所、設置方法および標識の記載事項の変更等については、品川区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例（昭和53年品川区条例第44号。以下「紛争予防条例」という。）および同条施行規則の規定を準用する。
- 4 建築主は、標識設置をした日から10日以内に近隣関係住民に対し、次に掲げる事項について、説明会等の方法により説明をしなければならない。

- (1) 当該建築物の敷地の形態および規模ならびに建築物の位置（配置図、案内図等）
- (2) 当該建築物の規模、構造および用途（平面図、立面図等）
- (3) 当該建築物の工期、工法および作業方法
- (4) 当該建築物の工事による危害の防止策
- (5) 当該建築物の建築に伴って生ずる周辺の生活環境に及ぼす影響およびその対策（日影図等）
- (6) 当該建築物の管理体制

(説明会等の報告)

第9条 建築主は、前条第4項の規定により説明会等を行ったときは、別に要領で定めるところにより速やかにこの内容について区長に報告しなければならない。

第3章 計画および管理に関する基準

(ファミリータイプ住戸の設置)

第10条 建築主は、当該ワンルーム形式等集合建築物を建築しようとする場合は、別に定める数の、床面積が40平方メートル以上のファミリータイプの住戸を設置しなければならない。

(住戸の専用面積)

第11条 ワンルーム形式等集合建築物における各住戸の床面積は都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する第1種低層住居専用地域にあっては 25m^2 以上、同号に規定するその他の用途地域にあっては 20m^2 以上とするよう努めなければならない。ただし、高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づく高齢者向けサービス付き高齢者住宅、および介護保険法（平成9年法律13号）に基づく認知症対応型共同生活介護事業を行う施設その他これに類するものはこの限りでない。

2 前項にかかわらず、寮、寄宿舎等のように類するものを建築しようとする場合は、各住戸の床面積は 18m^2 以上とするよう努めなければならない。

(高齢者の居住に配慮した住戸の設置)

第12条 建築主は、ワンルーム形式等集合建築物の住戸数の10分の1以上を別に要領で定める基準に従い高齢者の居住に配慮した住戸とし、65歳以上の高齢者を入居させるよう努めなければならない。

(隣地からの壁面後退)

第13条 都市計画法第8条第1項第1号に規定する近隣商業地域および商業地域を除く用途地域においては、ワンルーム形式等集合建築物の外壁またはこれに代わる柱の面等から隣地境界線までの距離を50センチメートル以上確保するよう努めなければならない。

(空地の確保および緑化の推進)

第14条 ワンルーム形式等集合建築物の敷地内には別に要領で定める基準に従い空地を確保するとともに、緑化するよう努めなければならない。

(プライバシーの保護)

第15条 建築主は、周辺の生活環境に配慮し、近隣関係住民のプライバシーを確保することについて留意し、必要な措置を講ずるとともに、隣地に近接して屋外階段または開放廊下を設けるときは、防音に配慮した床面の仕上げとしなければならない。

(駐車施設の設置)

第16条 建築主は、ワンルーム形式等集合建築物またはその敷地内に、別に要領で定める基準に従い、自動車および自転車等の駐車施設を設置しなければならない。

(廃棄物等の保管場所の設置)

第17条 建築主は、ワンルーム形式等集合建築物またはその敷地内に、品川区廃棄物の処理および再利用に関する条例（平成11年品川区条例第24号）および事業用建築物および集合住宅における再利用対象物および廃棄物等の保管場所の設置に関する指導要綱（平成12年9月20日区長決定）の規定に基づき、必要な施設整備を行うものとする。

(管理人室の設置)

第18条 建築主は、ワンルーム形式等集合建築物に、別に要領で定める基準に従い、管理人室を設置しなければならない。

(管理人の設置)

第19条 建築主または建築物所有者等は、ワンルーム形式等集合建築物に、別に要領で定める基準に従い、管理人を設置しなければならない。

(緊急時の連絡先表示)

第20条 建築主または建築物所有者等は、別に要領で定める基準に従い、緊急時の連絡先の表示板を設置しなければならない。

2 建築主または建築物所有者等は、ワンルーム形式等集合建築物の管理を適切に行うとともに、近隣関係住民から苦情等があったときは、誠意をもって速やかに対応が図れるよう体制を確立しなければならない。

3 建築主または建築物所有者等は、各戸の出入り口に表札等を設置しなければならない。

(管理方法等の協定の締結)

第21条 建築主または建築物所有者等は、ワンルーム形式等集合建築物の管理方法について近隣関係住民が協定の締結を望むときは、当事者間で十分協議し、合意のうえ、これを締結するよう努めなければならない。

(管理規約等)

第22条 建築主または建築物所有者等は、入居予定者との入居契約を締結する前に、別に要領で定める事項を明記した管理規約または使用規約を定め、入居者に周知徹底しなければならない。

第4章 雜則

(完了報告及び検査)

第23条 建築主は、ワンルーム形式等集合建築物の建築工事が完了したときは、開発環境指導要綱第27条の規定を準用し、区長に遅滞なく完了の報告をしなければなら

ない。

- 2 区長は前項の報告を受けたときは、当該ワンルーム形式等集合住宅がこの要綱に定める基準にかかる適合状況について検査をおこなうものとする。

(実効性の確保)

第24条 区長は、建築主または建築物所有者等がこの要綱に基づく協議に応じない場合、または協定事項を順守しない場合は、建築主および建築物所有者等に必要な措置をとるよう要請することができる。

- 2 区長は、建築主または建築物所有者等が前項の規定に応じない場合またはこの要綱を順守しない場合は、その氏名、てん末をホームページ等で公表する。

- 3 区長は、建築主または建築物所有者等が本要綱の規定を順守しない場合は、東京都その他の行政機関、指定確認検査機関に通知するものとする。

(建築紛争の調整)

第25条 紛争が生じた場合は、紛争予防条例および同条例施行規則を準用する。

(適用除外)

第26条 この要綱の適用を受ける建築物が紛争予防条例または品川区中高層建築物等の建設に関する開発環境指導要綱の適用を受ける建築物であるときは、この要綱と重複する部分については、それぞれ紛争予防条例または開発指導要綱を適用するものとし、この要綱の規定は適用しない。

- 2 前項に定めるもののほか、この要綱の定めによることが適切でないと区長が認める計画については、この要綱の全部または一部を適用しない。

(委 任)

第27条 この要綱の施行について必要な事項は、別に要領で定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前に、開発指導要綱に基づく事前協議が成立している建設事業および品川区ワンルーム形式等集合建築物に関する指導指針（昭和59年2月24日制定）に基づく計画書が提出されている建設事業については、なお従前の例による。

付 則

- 1 この要綱は、平成24年5月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前に、区長との協議が成立している建設事業および事前協議書を提出している建設事業については、なお従前の例による。

品川区ワンルーム形式等集合住宅建築物に関する指導要領

制定 平成19年12月10日
改正 平成24年5月1日

(趣旨)

第1条 この要領は、品川区ワンルーム形式等集合建築物に関する指導要綱（平成19年12月10日第142号。以下「要綱」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において使用する用語は、要綱において使用する用語の例による。

(床面積)

第3条 要綱第2条第1号の床面積とは、住戸における壁その他の区画の中心線で囲まれた部分および住戸に隣接または住戸内に設けられ専用使用するパイプスペースおよびメーターボックスの水平面積の合計をいい、他の住戸と共に用されているパイプスペースおよびメーターボックスを除いたものをいう。

(標識設置)

第4条 要綱第8条による標識および標識設置届は様式1、様式2に定めるものとする。

(説明会の報告)

第5条 要綱第9条による説明会の報告は様式4に定める説明会報告書によるものとする。

(ファミリータイプの住戸の設置)

第6条 要綱第10条の規定によるファミリータイプの住戸の数は、建築計画に係るワンルーム形式等の住戸の総戸数が15戸以上19戸以下は1とし、20戸以上29戸以下は2とするとともに30戸以上の場合は用途地域（用途地域が2以上にわたる場合は過半の地域）に応じて次の表に定める算定式で求めた数（小数点以下の端数がある場合は四捨五入とする。）以上とする。

用 途 地 域	算 定 式
第1種低層住居専用地域	$2 + (\text{住戸数} - 30) \times 1 / 3$
近隣商業地域・商業地域	$2 + (\text{住戸数} - 30) \times 1 / 10$
その他の用途地域	$2 + (\text{住戸数} - 30) \times 1 / 5$

(高齢者の居住に配慮した住戸の設置)

第7条 要綱第12条の規定による高齢者の居住に配慮した住戸は、次のとおりとする。

- (1) 住戸内に段差を設けないこと。ただし、当該段差付近の壁を手すりが設置可能な構造とした場合は、この限りでない
- (2) 玄関、便所および浴室に手すりを設置すること。ただし、これらの壁を手すりが設置可能な構造とした場合は、この限りではない。

(3) 便所は腰掛便器を設置する。

(隣地からの壁面後退)

第8条 要綱第13条の規定による外壁またはこれに代わる柱の面には開放廊下、屋外階段、出窓、バルコニー、ベランダ等を含めるものとする。

(空地の確保)

第9条 要綱第14条の規定による空地面積は、敷地面積の5%以上とし、原則として歩道状に整備すること。

(駐車施設の設置)

第10条 要綱第16条の規定による要領で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 自動車駐車施設の必要台数は、住戸数の20分の1以上（端数切り上げ）の台数とし、自動車1台につき幅2.3m以上、奥行き5m以上とする。
- (2) 自転車駐車施設の必要台数は、住戸数の2分の1以上とする。
- (3) 自動車駐車場は、当該建築物の敷地または建築物内に設置することを原則とするが、停車スペース分を確保したうえで、区長が特にやむを得ないと認めた場合は、協議のうえ、当該敷地から概ね300m以内の場所に設置することができる。

(管理人室の設置)

第11条 要綱第18条の規定による要領で定める管理人室は次の通りとする。

- (1) 管理人室は、当該建築物の出入口を見通すことができる場所に設置するとともに、管理人室である旨の表示をすること。
- (2) 管理人室は、管理業務を行うにあたり必要な受付窓、便所、机、イス、電話等必要な設備を備えること。

(管理人に関する基準)

第12条 要綱第19条の規定で定める基準は、住戸の総戸数に応じて次のとおりとする。

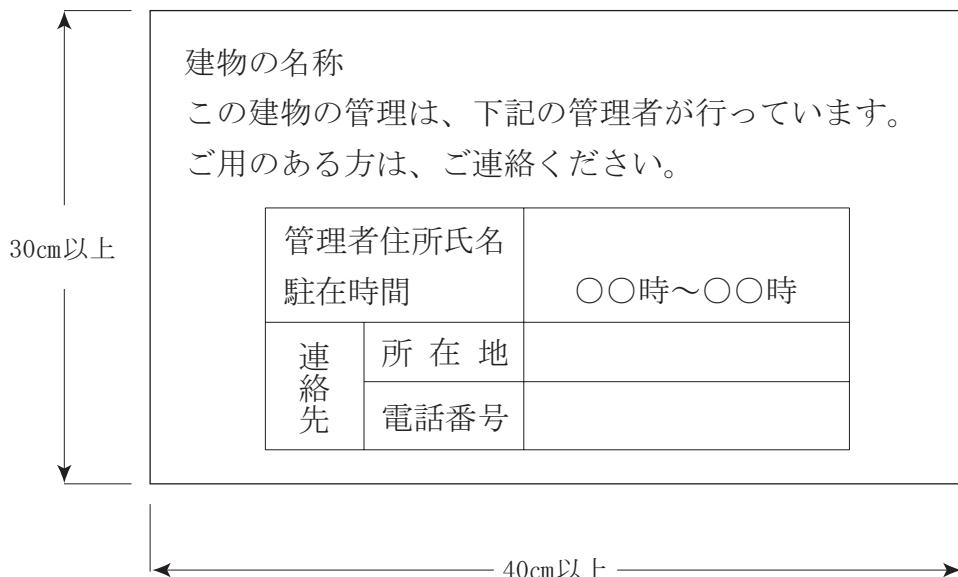
- (1) 住戸の数が30未満の場合は管理人を定期的に駐在させること。
- (2) 住戸の数が30以上50未満の場合は、管理人を資源およびゴミの収集日を含め週5日以上、かつ、日中4時間程度駐在させて管理すること。
- (3) 住戸の数が50以上100未満の場合は、管理人を資源およびゴミの収集日を含め週5日以上、かつ、日中8時間程度駐在させて管理すること。
- (4) 住戸の数が100以上の場合は、管理人を常駐させて管理すること。ただし、管理人を常駐させる時間を除く時間について、管理人による場合と同等の管理ができると区長が認める措置を講じた場合は、日中8時間以上駐在させること。

(緊急時の連絡表示の基準)

第13条 要綱第20条の規定で定める表示板は、壊れにくい素材とし、次の事項を明示の上当該建築物の出入口の見やすい場所の設置するものとする。

- (1) 建築物の名称
- (2) 管理人の氏名または管理会社の名称
- (3) 駐在時間

- (4) 緊急連絡先の名称、所在地および電話番号
- 2 前項で定める表示板の大きさは縦30cm以上、横40cm以上とし、表示は以下のとおりとする。



(管理規約等)

- 第14条 要綱第22条の規定で定める管理規約等には、次の事項を定めること。
- (1) 近隣に対して、不快または迷惑となるような騒音を出さないこと。
 - (2) ゴミは指定日、指定場所に搬出すること。
 - (3) 発火、爆発等を伴う危険物を持ち込まないこと。
 - (4) 周辺道路等に自転車に駐車または自転車の駐輪をし、近隣に迷惑をかけないこと。
 - (5) その他近隣の生活環境を乱し、近隣関係住民に迷惑をおよぼすおそれのある行為を禁止すること。
 - (6) 近隣関係住民および町会等の協定を締結した場合はこれを遵守すること。
 - (7) 法令、管理規約等に違反した入居者に対する措置を講ずること。
 - (8) 町会等が行う防災訓練等への参加および国勢調査に協力すること。

付 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成24年5月1日から施行する。

発行：品川区都市環境事業部都市計画課

〒140-8715 品川区広町2丁目1番36号

☎(03) 5742-6926

印刷：鮮明堂印刷株式会社

品川区都市環境事業部